

目 次

第 1 号 3月2日(水曜日)

平成28年第1回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長の施政方針及び提案理由の説明	4
陳情第3号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情の取り下げ	15
請願・陳情	15
休会の件	16
散会	16

第 2 号 3月7日(月曜日)

平成28年第1回下郷町議会定例会会議録(第2号)	19
議事日程第2号	20
開議	21
一般質問	21
佐藤 勤君	21
佐藤盛雄君	24
猪股謙喜君	33
室井亜男君	37
星 輝夫君	43
議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算	45
議案第37号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計予算	45
議案第38号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	45
議案第39号 平成28年度下郷町介護保険特別会計予算	45
議案第40号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	45
議案第41号 平成28年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	45
議案第42号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算	45
日程の追加	46
請願・陳情	47
散会	48

第 3 号 3月10日(木曜日)

平成28年第1回下郷町議会定例会会議録(第3号)	51
--------------------------------	----

議事日程第3号	5 2
開議	5 5
議案第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第9号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について)	5 5
議案第 2 号 下郷町過疎地域自立促進計画の策定について	5 6
議案第 3 号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第 4 号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第 5 号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第 6 号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第 7 号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第 8 号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第 9 号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第10号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第11号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第12号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第13号 農業委員会委員の任命について	5 8
議案第14号 下郷町行政不服審査会条例の設定について	6 1
議案第15号 下郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の設定について	6 1
議案第16号 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定について	6 1
議案第17号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定について	6 1
議案第18号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	6 7
議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	6 8
議案第20号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	7 0
議案第21号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について	7 0
議案第22号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	7 3
議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	7 4
議案第24号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について	7 5
議案第25号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について	7 8
議案第26号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について	8 0

議案第 27 号	下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について……………	80
動議について……………		80
議案第 28 号	町道の路線変更について……………	85
議案第 29 号	平成 27 年度下郷町一般会計補正予算（第 4 号）……………	86
議案第 30 号	平成 27 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）……………	86
議案第 31 号	平成 27 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）……………	86
議案第 32 号	平成 27 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）……………	86
議案第 33 号	平成 27 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）……………	86
議案第 34 号	平成 27 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	86
議案第 35 号	平成 27 年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	86
議案第 36 号	平成 28 年度下郷町一般会計予算……………	106
議案第 37 号	平成 28 年度下郷町国民健康保険特別会計予算……………	106
議案第 38 号	平成 28 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算……………	106
議案第 39 号	平成 28 年度下郷町介護保険特別会計予算……………	106
議案第 40 号	平成 28 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算……………	106
議案第 41 号	平成 28 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算……………	106
議案第 42 号	平成 28 年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算……………	106
議員提出議案第 1 号	無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について……………	109
議員提出議案第 2 号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について……………	109
議員提出議案第 3 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について……………	110
日程の追加……………		111
町長提案理由の説明……………		111
議案第 43 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	112
議案第 44 号	教育委員会委員の任命について……………	113
閉会……………		114

平成28年第1回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成28年3月2日			
本会議の会期	平成28年3月2日から3月10日までの9日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成28年3月2日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	散会	平成28年3月2日	午前11時15分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星 正 延	2番 佐藤 孔 一	3番 佐藤 勤	4番 星 嘉 明
	5番 佐藤 盛 雄	6番 星 政 征	7番 猪股 謙 喜	8番 室井 亜 男
	9番 山田 武	10番 星 輝 夫	11番 小玉 智 和	12番 佐藤 一 美
不応招議員	なし			
出席議員	2番 佐藤 孔 一	3番 佐藤 勤	4番 星 嘉 明	5番 佐藤 盛 雄
	6番 星 政 征	7番 猪股 謙 喜	8番 室井 亜 男	9番 山田 武
	10番 星 輝 夫	11番 小玉 智 和	12番 佐藤 一 美	
欠席議員	1番 星 正 延			
会議録署名議員	2番 佐藤 孔 一	3番 佐藤 勤		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副町長	玉川 一郎
	参事兼総務課長	五十嵐 正 俊	参事兼税務課長	室井 孝 宏
	町民課長	星 昌 彦	健康福祉課長	渡部 善 一
	産業課長	佐藤 壽 一	建設課長	室井 一 弘
	主幹兼会計管理者	星 永津子	教育委員会教育長	渡部 岩 男
	教育次長	星 修 二	代表監査委員	渡部 正 晴
	農業委員会会長	渡部 和 夫	農業委員会事務局長	湯田 真 澄
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	大竹 義 則	書記	荒井 康 貴
	書記	大竹 浩 二		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成28年第1回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成28年3月2日（水）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
2番 佐藤 孔一
3番 佐藤 勤
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 陳情第3号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情の取り下げ（総務文教常任委員会付託案件）
- 日程第 5 請願・陳情
陳情第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情
（総務文教常任委員会付託）
陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情
（産業厚生常任委員会付託）
- 日程第 6 休会の件
- 散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の会議の散会后、全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力願います。

ただいまの出席議員は11名であります。

1番、星正延君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長（大竹義則君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に昨年12月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してあります。

次に、表彰状の伝達を行わせていただきます。去る2月5日に開催されました全国町村議会議長会第67回の定期総会の席上、佐藤一美君が町議会議員として15年以上在職し、地方自治の振興にご尽力されましたご功績に対しまして、表彰の荣誉に浴されました。誠におめでとうございます。

この場をおかりいたしまして、表彰状の伝達をさせていただきます。佐藤一美君が議長のため、副議長より表彰状を伝達いたします。

副議長、演壇の前までお進みください。12番、佐藤一美君、演壇の前までお進みください。

○副議長（小玉智和君） それでは、伝達いたします。

表彰状。

福島県下郷町、佐藤一美殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興、発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。

平成28年2月5日、全国町村議会議長会会長、飯田徳昭。

以上でございます。

(表彰状授与、拍手)

○議会事務局長（大竹義則君） それでは、受賞されました佐藤一美君よりご挨拶をお願いいたします。

○12番（佐藤一美君） 一言御礼を申し上げます。

このたび全国町村議会議長から議員在職15年のゆえをもって自治功労者として表彰を

受賞し、ただいま副議長から伝達、授与を受けました。誠に身に余る光栄に存じております。このたびの受賞は、町民の皆様方、先輩、そして同僚議員の皆様、また歴代の町長さん初め、職員の皆様方の日ごろからの温かいご指導とご支援、ご協力により受賞できたものと心から感謝申し上げます。

この15年間を顧みますと、平成12年の一般選挙において議会議員として初当選したことが昨日のように感じられます。何もわからない身であるのに、議員に当選したのだと言って興奮し、気負いのまま随分無鉄砲な発言をしたものだと言えながら恥じている次第であります。この15年間、自分は一体議員として何をしたのだろう、住民のために少しでも役に立つことがあるのだろうかと考えますときに、内心じくじたるものがあります。しかし、振り返ってみますとグリーンプラザ田沼文蔵記念館オープン、道の駅しもごうオープン、クラインガルテン下郷開所、甲子道路の開通など、さらには分校の統廃合や町村合併の検討など、大変難しい問題もございました。町民の皆さんの生活や福祉の向上のため、議員としてかかわることができました。また、昨年6月より県町村議会議長会の会長、さらに北海道、東北町村議会議長会の会長に選任され、皆様に支えられながら北海道、東北地方の議長会の運営や地方陳情を初め、県内町村の住民のため、さまざまな課題に取り組んでまいりました。深甚なる感謝の意を表するものであります。

今後は、町民が豊かで幸せに暮らせる町づくりのため、残された期間、精いっぱい議員活動に専念してまいりたいと考えております。どうか今後とも温かいご指導とご支援をお願いいたしまして、御礼の言葉といたします。誠にありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（大竹義則君） 以上で諸般の報告といたします。

○議長（佐藤一美君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤一美君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において2番、佐藤孔一君及び3番、佐藤勤君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤一美君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月10日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（佐藤一美君） 日程第3、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案にかかわる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第1回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては年度末を迎え、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては、議案42件をご提案申し上げいたしましたので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ただいま議員生活15年の栄誉の表彰に表されました佐藤議長さんにおかれましては、誠におめでとうございます。議長さんにおかれましては、この間県町村会議議長、東北町村会議議長として就任され、そして全国町村会議議長さんから地方自治進展の功績を認められ、このたび表彰されました。誠におめでとうございます。

提案理由に先立ち、平成27年第4回定例会以降の社会情勢等の動向及び新年度に対する所信の一端を述べ、町議会及び町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

初めに、去る1月21日に発生しました学校給食での食中毒については、児童生徒の皆さん、保護者の皆様、町民の皆様、そして議員の皆様にも多大なるご心配をおかけし、心よりおわびを申し上げます。学校給食における食中毒の発生状況等について、去る2月8日に全員協議会を開催していただきまして、ご説明をさせていただいたところであります。その後、2月16日に下郷町小中学校PTA連絡協議会と食材を納品した業者との話し合いが持たれ、児童生徒及び各学校へ対し図書券でのお見舞いをする事としたようであります。今後このようなことが二度と起きぬよう、さらなる安全対策に努めてまいりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨シーズンは、たび重なる大雪に見舞われ、除雪費がかさんだところでもございましたが、打って変わって今年度は今のところ除雪経費は予算の範囲内でおさまる気配です。半面、除雪をお願いしています建設会社の皆様にはその分減収となり、何らかの手だてを検討しているところです。

さて、本年に入り、冬のイベントとしてすっかり定着しました大内宿雪まつりとなかやま雪月火は多くの観光客をお迎えし、にぎわいを見せたところです。特に感じましたことは、外国からの方が多かったということです。今観光地を抱える各自治体では、タイや中国といった東南アジアに直接出向き、観光誘客を積極的に進めているところであり、政府も外国人旅行者訪日促進戦略を掲げ、外国人観光客の誘客、インバウンドに力を入れています。こうした波にも乗りおくれぬよう、各種施策を進めていかなければならないと感じた次第です。

そのような中、国は1億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、地方創生加速化事業交付金を含めた平成27年度の補正予算を1月20日に成立させ、2月5日に加速化交

交付金事業の説明会を開催し、各自治体には2月25日までに受け付けを要すとなりました。

これを受けまして、本町も平成28年度当初予算はほぼ固まっていたところでありましたが、急遽組み直し、地方創生事業につきましては平成27年度の補正予算として今回提出させていただいているところです。当初は、本町単独で国のほうへ申請したところですが、市町村が連携し広域事業で実施したほうが国の採択を受けやすいということで、本町で計画した事業内容と会津若松市で計画した事業内容の一部が同じであることから、会津若松市から提案もあり、隣の会津美里町、喜多方市、北塩原村、西会津町、湯川村の7市町村の広域連携事業として事業計画を策定し、会津若松市が代表して事業申請を行っているところでもあります。

なお、加速化交付金事業の交付率は10分の10であり、平成28年度の新規交付金につきましては交付率2分の1でありますから、財源の確保につながるよう努めたところです。

また、あくまで国の審査により事業を採択された場合における予算措置でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、この加速化事業は低迷する日本経済の活性化を図る一環としても措置された政策でもあります。我が国の経済は、アベノミクス、三本の矢の政策や日銀のマイナス金利政策の導入など、日本経済の活性化とデフレからの脱却に向け、種々の政策がとられているところであり、内閣府の2月の経済報告では景気は一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調は続いているとしています。

一方、総務省の家計簿消費調査によると、1世帯の消費支出は前年比マイナス2.7%となり、平成26年から2年連続のマイナスとなり、一般消費者や地方にはまだまだ景気が回復しているとの実感は薄く、今後もこのような状態で日本経済は続くものと思われま

す。

このような状況の中、国の平成28年度一般会計予算は前年度費約3,800億円増の総額96兆7,218億円で、経済の再生と財政の健全化を擁立したとする予算編成となっています。

歳入面では、税収は国、地方とも消費税の引き上げ分を差し引いても、平成19年度の決算額を上回る57兆6,000億円、新規国債発行額は前年比2兆4,000億円減の34兆4,000億円となっています。

支出での主なものを挙げますと、社会保障費が診療報酬の改定による減額要因はあるものの、4,412億円増の31兆9,738億円、道路や橋梁などの補修する公共事業費は平成27年度同水準の5兆9,737億円になっており、本町においては国道121号バイパスの会津縦貫南道路整備促進や国による直轄代行事業を要望している小沼崎スノーシェッド補強工事に少なからずの影響があるものと推察され、昨日も会津若松市と一緒に国土交通省に対し要望を行ったところでもあります。

農林水産関係では、T P P 関連政策大綱に基づく、体質強化策として3,122億円が加えられ、攻めの農林水産業に向けた施策を推進するとしています。

地方交付税は、先ほどの地方税収の伸び等を受け、平成21年度以降措置されました別枠加算分2,547億円が廃止、また先ほど申し上げました地方創生加速化交付金1,000億円が補正されたことから、平成28年度の新規交付金事業は171億円の減額、また創生事業関連では平成27年度に地方創生に取り組む団体に対して措置されました1兆円の特別交付

金については引き続き28年度も措置するとしているところであります。

次に、福島県の平成28年度の当初予算状況であります。夢、希望、笑顔に満ちた新生福島の実現に向け、復興の加速化とさらなる飛躍を目指し、一般会計の総額は約1兆8,819億円となり、うち1兆384億円が震災原子力災害対応予算となっています。

歳出では、県総合計画で定めた11の重点プロジェクトに重点配分するということです。中でも人口減少、高齢化対策プロジェクト関係では12の新規事業を創設し、総額が2,370億円となっているところです。こうした中、去る2月26日、町の有識者会議におきまして地方創生に係る下郷町の人口ビジョン並びに総合戦略を作成していただきました。各委員の皆様には熱心にご検討、ご協議賜りましたこと、厚く御礼と感謝を申し上げます。

またあわせて、本年度は平成28年度から5年間の過疎計画策定の年でもありました。このたび町内各課における事業計画について取りまとめ、福島県の各関係部局との綿密な協議、調整を終え、下郷町過疎地域自立促進計画（案）を作成し、本定例会に提案させていただきます。

平成28年度予算につきましては、第5次の下郷町振興計画、美しく輝く笑顔あふれる交流のまちしもごうを将来像に掲げた町づくりを基本理念に、私が高げた地域の特色を生かした活力あるまち、安全、安心、健康で暮らせる住みよいまち、思いやりのある教育と文化のまち、この3本の柱として予算編成を行ったところであります。

振興計画の第1、住みやすく美しいまちとしては、生活路線バス、会津鉄道、野岩鉄道などの公共交通機関維持対策事業、町道整備事業などに4億8,873万9,000円。

第2の交流促進、心ふれあう賑わいと活力を創出するまちとしては、継続事業として着地型ツーリズム推進事業や風評対策事業として9,451万7,000円。

第3の産業経済、ふるさと産業の創造としましては、農林業の支援として中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業、経営所得安定対策推進事業によるがんばる農業支援事業補助金、農林業機械等購入援助対策として利子補給や貸付制度預託金などに1億6,531万6,000円。

第4の生活環境、安全で住みよいまちとしましては、公営住宅建替事業のための測量設計委託、合併処理浄化槽設置整備事業、高齢者の除雪支援事業、防災体制の充実としましては水槽付消防ポンプ自動車更新事業に係る広域分担金や、3の2弥五島班の小型動力ポンプ積載車更新事業、3の5田代班の小型動力ポンプ更新事業、災害対策備品整備などに2億1,548万8,000円。

第5の健康福祉、健やかに暮らせるまちとしては、健康保持増進として高齢者及び子供たちのインフルエンザ予防接種に係る町補助金の増額、20代、30代の乳がん検診エコー検査の導入、子ども・子育て支援事業として子ども医療無料化、児童手当、高齢者・障害者支援事業などに3億4,126万9,000円。

第6の教育文化、思いやりのある教育と文化のまちとしては、教育環境の整備として小中学校の施設改修、学力向上対策支援事業、家庭教育支援事業、南会津学習サポート事業の実施、大内宿保存事業、放課後子ども教室事業などに9,055万円。

第7の行財政、住民と行政による協働のまちとしては、平成28年度決算期から導入される町会計の財務書類に必要な公共施設等総合管理計画策定費用として960万2,000円。

以上が平成28年度の重点施策として予算化したところでございます。

それでは、提案申し上げました議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて、専決第9号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定につきましては、平成27年12月税制改正大綱が閣議決定され、個人番号の取り扱いにおける手続の一部が見直されたことにより、1月1日から実施予定でありました条例の未施行部分を再度改正する条例の一部改正であります。地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成27年12月28日に専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第2号 下郷町過疎地域自立促進計画の策定についてでございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、このたび過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、下郷町過疎地域自立促進計画を定めるため、議会のご承認をいただきたく、ご提案するものであります。なお、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5カ年間となっております。

次に、議案第3号から議案第13号までは農業委員会委員の任命についてでございます。この3月31日をもって任期満了となります農業委員会委員につきまして、新しい農業委員会制度のもと、推薦、応募のありました11名の農業委員について任命したく、議会の同意を求めるものであります。11名の方々の住所、氏名、認定農業者の有無、農業経営面積、専業、兼業の別で紹介させていただきます。

議案第3号で任命したく提案いたしました方は、下郷町大字豊成字倉446番地、渡部友之氏であります。認定農業者でありまして、水田8ヘクタールを営む専業農家であります。

議案第4号の方は、下郷町大字栄富字馬場平丁479番地、星希氏であります。集落営農に携わる認定農業者に準ずる方であります。水田2.7ヘクタール、畑作30アールを営む兼業農家です。

議案第5号の方は、下郷町大字戸赤字林下167番地、星隆雄氏で、認定農業者等については非該当となっております。水田1.1ヘクタール、畑作20アールを営む専業農家です。

議案第6号の方は、下郷町大字中妻字和田前156番地、佐藤昭一氏であります。認定農業者で、水田1.5ヘクタール、花卉5アールを営む専業農家です。

議案第7号の方は、下郷町大字音金字宮ノ前259番地、星竹美氏であります。農業法人役員で、認定農業者に準ずる方であります。水田4.2ヘクタール、畑作7ヘクタールを営む兼業農家です。

議案第8号の方は、下郷町大字落合字築地534番地、星兵吉氏であります。認定農業者で、水田70アール、果樹1.2ヘクタールを営む専業農家です。

議案第9号の方は、下郷町大字合川字上ノ原甲273番地、佐藤輝男氏であります。集落営農に携わる認定農業者に準ずる方であります。水田50アール、畑作10アールを営む兼

業農家です。

議案第10号の方は、下郷町大字塩生字二百刈1062番地、佐藤行正氏であります。認定農業者で、水田1.1ヘクタール、花卉78アールを営む専業農家です。

議案第11号の方は、下郷町大字高隣字居平甲726番地、小山常喜氏であります。認定農業者で、水田50アール、畑作50アールを営む専業農家です。

以上の方は、行政区等からの推薦による方たちです。

議案第12号の方は、個人による応募の方です。下郷町大字落合字家浦18番地、星正喜氏で、認定農業者で、水田2.5ヘクタール、畑作28アールを営み、専業農家です。

議案第13号の方は、下郷町大字湯野上字居平乙730番地、渡部功氏で、町推薦であります。渡部氏は、これまで農業委員や下郷町区長協議会会長あるいはJA会津みなみ農業協同組合理事として誠実に職をこなされてきた方であり、農業委員として中立公正な立場でその職を全ういただけるとの考えから推薦させていただきました。水田51アール、畑作3アールを営む専業農家です。

以上の方々を新農業委員として任命したく、議会の同意を求めるものであります。

なお、以上の農業委員候補者の方々については2月12日開催の下郷町農業委員候補者評価委員会に諮問し、適当である旨の答申を得ているところであります。

次に、議案第14号から議案第17号まで及び議案第25号につきましては、このたび国の行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日施行となることから、法令の規定に基づき条例の所要の整備を行うものです。

まず、議案第14号 下郷町行政不服審査会条例の設定についてであります。行政不服審査法に規定されました町の附属機関として下郷町行政不服審査会を設置するため、その設置と運営方法等について新たに条例を設定するものであります。

次に、議案第15号 下郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の設定についてであります。行政不服審査法では資料等の交付に係る手数料については地方公共団体の条例へ委任することになっていることから、その規定を定め、あわせて生活困難者に対する減免規定についても定める条例の設定となっております。

次に、議案第16号 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定についてであります。大きな改正点は行政不服審査法での第三者機関としての行政不服審査会が地方自治法第138条の4第3項の規定による適応除外とすることができることから、本条例において下郷町情報公開審査会という組織が制度上組織されていますので、適応除外の規定を設けるため、改正をするものであります。

次に、議案第17号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定についてであります。この条例につきましても大きな改正点は議案第16号で説明いたしましたように、地方自治法第138条の4第3項の規定により、審査手続の適応除外を設けるため、改正をするものであります。

次に、議案第18号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。この件につきましては地方公務員法の一部改正により、関係します諸条

例について所要の改正を行うものです。改正を行います省令は、職員の分限に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例、下郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例であり、法改正による文言の整理、対象条項の整理等であります。

次に、議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてありますが、今回の改正は地方公務員法の一部改正並びに福島県人事委員会の勧告及び県の給与等の取り扱いに順次、職員の給与月額及び勤勉手当支給割合等において所要の改正を行うものです。主な改正内容につきましては、地方公務員法の一部改正による関係については条例に等級別基準職務表を新たに加えるとともに、文言の整理を行いました。福島県人事委員会勧告関係では、職員給与及び勤勉手当をそれぞれ引き上げ、給与については平成27年4月1日からの適用、勤勉手当については平成27年12月にさかのぼって支給するための特例措置を規定した一部改正となっています。

議案第20号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、福島県人事委員会勧告等に準じ、6月期と12月期に支給される期末手当の算定基準額に乗ずる割合をそれぞれ100分の2.5ずつ引き上げる改正です。県の取り扱いによる附則において平成27年12月1日からの適用とし、12月の支給割合を100分の162.5に改正するものであります。

次に、議案第21号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、議案第20号の改定と同様、6月期と12月期に支給される期末手当の割合をそれぞれ100分の2.5ずつ引き上げ、附則において適用年月日を平成27年12月1日とし、12月分の支給割合を100分の162.5に改正するものです。

次に、議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、非常勤特別職として農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員が、また行政不服審査法の規定により行政不服審査委員が新たに置くこととなりますので、特別職の職員で非常勤のものに追加し、報酬額等について制定するものであります。農地利用最適化推進委員につきましては、年額11万9,700円、行政不服審査委員については日額5,700円とするものであります。なお、新たに設置される農地利用最適化推進委員の報酬額については1月28日開催の非常勤特別職報酬審議会に諮問し、適当である旨の答申を得ているところであります。

次に、議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、平成27年6月学校教育法の一部を改正する法律が交付され、平成28年4月1日に施行となることから、所要の改正を行うものであります。改正内容につきましては、育児または介護を行うために請求できる早出、遅出出勤の対象者に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のいる職員が新たに追加されたところです。

次に、議案第24号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、地方税法の改正に伴う所要の改正でありまして、その改正内容は地方税に関す

る地域の実情がさまざまであることや、地方分権を推進する観点から、法律により地方税の分割納付や分割納入、徴収猶予の手續等について規定する一部改正となっております。

議案第25号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についてであります。本条例の一部改正につきましても前段のご説明申し上げました行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の改正に伴い、固定資産評価委員会に提出する審査請求手續及びその審査事務について法令等の規定により準拠する条例の一部改正を行うものであります。

議案第26号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について、及び議案第27号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります。平成27年1月に介護保険法の一部改正に伴う改正であり、議案第26号では小規模な利用定員18名以下の通所介護事業所は今後地域密着型通所介護事業所となり、当該事業所の管理権限は平成28年度から県から市町村に移行されることとなっております。このため当該サービス事業所の人員や設備、その運営に関する基準について追加する一部改正となっております。

また、議案第27号は、当該サービス事業を実施する事業所においては運営推進会議を設置し、介護予防の効果的な支援を図らなければならないという規定を追加する一部改正であります。

次に、議案第28号 町道の路線変更についてであります。このたび町道塩生桧原線について、新たに63.8メートルを延長する改良整備工事を終えましたので、同路線の起点を変更し、730.1メートルを793.9メートルに変更したく、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第4号）であります。既決予算の総額から2,160万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億4,228万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料でラインガルテン入居者の減少により、349万7,000円の減、国庫支出金、県支出金では檜原小学校体育館耐震工事などの事業の確定による減額のほか、諸収入によってひょう被害による建物共済金が請負差金により1,115万4,000円となるなど、それぞれの減額となりましたが、町税については町民税、固定資産税、入湯税などで869万1,000円、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などの額の確定により3,068万4,000円、国庫補助金では地方創生加速化交付金事業等により5,074万4,000円がそれぞれ増額となっております。

なお、今ほどひょう被害による建物共済金についてご報告させていただきます。減額補正のご説明を申し上げたところですが、役場庁舎、コミュニティーセンター、しもごう保育所、ふれあいセンター、この4棟につきましては足場手配が困難であり、工期の

延長願いが出されたことから、議案書83ページに記載させていただきましたように繰り越し事業とさせていただきます。ふれあいセンターを除く3棟については、昨年10月9日に入札を行い、10月13日付で契約はしたところですが、それぞれ請負業者からの足場が大量であり、その手配がつかないとの理由から、12月末までの工期を3月末まで延長したところでありました。さらに、この工期については夜間において気温が下がるため、屋根塗装の施行管理に困難をきわめるということから、繰り越しするものであり、28年度当初の竣工を目指し誠意努力しますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

次に、歳出ですが、総務費、商工費において、地方創生加速化交付金事業として5,375万3,000円などが増額となりましたが、民生費で介護保険事業繰出金、保育所屋根塗装工事等の確定により963万6,000円、衛生費で合併浄化槽設置整備事業、簡易水道事業繰出金等で1,516万8,000円、農林水産業費で経営体育成基盤整備事業、農用地利用集積推進事業で2,056万6,000円、教育費で檜原小学校屋内体育館耐震補強工事の竣工、放課後子ども教育室事業等で1,895万円、災害復旧費560万7,000円がそれぞれ減額となっています。これにより歳入が歳出を上回りましたので、歳入において繰入金を調整し、さらに歳出において教育施設整備基金及び橋梁整備基金にそれぞれ4,000万円を積み立てることとし、予備費において調整を行ったところです。

次に、議案第30号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既決予算の総額に1,005万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,511万7,000円とするものであります。歳入につきましては、高額療養費、共同事業の確定によるものであり、同事業の歳入増額分を歳出予備費において調整するものであります。

次に、議案第31号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、既決予算の総額から146万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,988万6,000円とするものであります。歳入につきましては、保険料等の収入見込み額の再算定による減額、歳出については後期高齢者医療広域連会への納付について、同額を減額する補正予算であります。

次に、議案第32号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既決予算の総額から2,156万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,677万4,000円とするものであります。歳出について、介護サービス、介護予防サービス給付費が減額となったことから、歳入においても国、県等の負担割合を再計算し減額し、予備費において調整したものであります。

次に、議案第33号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既決予算の総額から456万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,286万9,000円とするものであります。歳入につきましては、事業の精査による一般会計繰入金の高料金対策分及び町単独工事分の減額計上、歳出につきましては田代地区、檜原地区の水道管移設事業、中央監視盤更新事業及び管路図整備委託料の確定に伴う減額計上が主なものとなっています。

次に、議案第34号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

につきましては、歳出におきましては職員人件費分7万2,000円の増額となりますが、予備費にて調整し、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第35号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額から592万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9万5,000円とするものであります。1区画分の販売計画をしておりましたが、販売に至らず、1区画分を減額するものであります。

次に、議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億8,000万円であります。前年度比約3.5%、1億5,800万円の減額であります。

予算の概要について申し上げますと、町税は全体で10億4,511万6,000円を計上し、前年度比2.1%、2,234万3,000円の減額であります。この内訳であります。個人町民税については前年度比0.5%、85万円の減額、法人町民税については前年度比1.6%、38万9,000円の増額であります。また、固定資産税については大規模償却資産の減額による前年度比2.6%、2,131万3,000円の減額であります。

地方譲与税につきましては7,195万円を計上し、前年度比8.3%、652万円の減額であります。

地方消費税交付金につきましては4,962万1,000円を計上し、前年度比9%、409万円の増額であります。

地方交付税につきましては16億円を見込み、前年度比1.1%、1,760万円の増額であります。

国庫支出金につきましては前年度比0.5%、160万3,000円の減で、3億5,072万5,000円を計上したところです。その主な要因は、前年度比において檜原小学校体育館耐震補強事業の改修工事が完了し、社会資本整備交付金事業、文化財保存活用事業などが減額となり、新たに年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、防災安全交付金事業、公営住宅建替事業が増額計上となったところによるものです。

県支出金については2億4,915万6,000円を計上し、前年度比1.6%、399万7,000円の増額であります。その主なものは、前年度まで実施した緊急雇用創出基金事業、福島県議会議員一般選挙などが終了し、減額となりましたが、新たに福島県無線システム普及支援事業、参議院議員通常選挙委託金、地域創生総合支援事業が増額となったところによるものです。

繰入金については4億4,129万5,000円を計上し、前年度比6.4%、3,020万円の減額計上となっております。その主なものは、財政調整基金3億2,400万円、前年度比で3,000万円の減額、復興基金1,500万円の減額、ふるさと創生基金、前年度比で1,250万円の減額、橋梁整備基金については前年度比で3,150万円増額の3,300万円の計上としております。

地方債については3億5,270万円を計上し、前年度比10.5%、4,140万円の減額となりました。過疎対策事業債では、檜原小学校屋内体育館耐震改修事業の改修工事の完了で減額となり、28年度は新規にパークゴルフ場整備事業1億2,130万円を計上したところであります。

歳出につきましては、人件費 7 億9,227万4,000円を計上し、前年度比6.2%、5,206万2,000円の減額計上であります。

物件費については 7 億2,821万7,000円、前年度比1.2%、849万8,000円の減額計上であります。この要因としましては、社会保障・税番号制度システム整備事業、固定資産台帳整備事業などが終了し、減額となり、新たに公共施設等総合管理計画策定業務委託料 960万2,000円が増額となっています。

維持補修費では9,253万3,000円の計上で、前年度比2.3%、216万円の減額計上であります。

扶助費では 2 億9,982万4,000円の計上で、前年度比21.1%、5,233万9,000円の増額計上です。要因としましては、28年度から新たに導入される年金生活者等支援臨時福祉給付金などによるものであります。

補助費等では 7 億9,018万7,000円を計上、前年度比9.2%、7,984万5,000円の減額となりました。減額要因としては、南会津地方広域市町村圏組合等一部事務組合に対しまして負担金の減額であります。

普通建設事業費は 7 億8,619万8,000円の計上で、前年度比8.6%、7,378万5,000円の減額です。主な要因としては、前年度実施しました檜原小学校屋内体育館耐震補強工事、大内宿地域活性化事業、降ひょう被害による役場庁舎屋根を含む 6 施設の屋根の塗装工事、大川ふるさと公園遊具改修工事など事業完了したことにより減額となり、新たにパークゴルフ場建設工事費、町民プール改修工事等が増額計上となっています。

公債費は 4 億713万8,000円の計上で、前年度比1.9%、761万1,000円の増額となりました。

繰出金は 3 億6,873万9,000円の計上、前年度比0.4%、161万8,000円の増額であります。要因といたしましては、簡易水道事業特別会計繰出金868万8,000円の減額、国民健康保険特別会計繰出金が996万9,000円の増額となったことによるものです。

以上、平成28年度一般会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

次に、議案第37号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,000万円とするものであり、前年度比約2.9%、3,000万円の減額となったところであります。

次に、議案第38号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,030万7,000円とするものであります。前年度ほぼ同額の予算計上です。

次に、議案第39号 平成28年度下郷町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億2,452万5,000円とするものであります。前年度比約 3 %、2,518万9,000円の減額であります。財源不足から27年度においては基金より1,500万円を繰り入れ対応したところであります。基金残も少ないことから、県の財政安定化基金から1,200万円を借り入れる予算計上となっています。

次に、議案第40号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億760万6,000円とするものであります。前年度比約

5.7%、1,244万4,000円の減額であります。

議案第41号 平成28年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,708万4,000円とするものであります。前年度比約3.3%、91万2,000円の減額計上であります。

次に、議案第42号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ602万円とするものであり、前年度と同額の計上となっております。

以上、42議案の概要についてご説明いたしました。慎重なる審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

(「休憩」の声あり)

○議長(佐藤一美君) それでは、休憩にしたいと思います。(午前11時01分)

○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午前11時10分)

町長より訂正を説明したいということでございますので、説明を求めます。

町長。

○町長(星學君) 一般会計の財政調整基金の前年度比の関係の3,100万円のところ、3,000万円と読み違えてしまいました。

それからもう一点は、一般会計の維持補修費でございますが、9,250万円のところ、53万円という読み違えをいたしましたので、訂正いたします。よろしく申し上げます。

日程第4 陳情第3号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情の取り下げ

○議長(佐藤一美君) それでは、日程第4、陳情第3号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情の取り下げについての件を議題とします。

ただいま議題となっております案件につきましては、会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配りました陳情書の取り下げの写しにてご了承願います。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第5 請願・陳情

○議長(佐藤一美君) 日程第5、請願・陳情を議題とします。

陳情第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情の件を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第1号を会議規則第36条の規定に基づき朗読を省

略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第2号を会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を産業厚生常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定しました。

日程第6 休会の件

○議長(佐藤一美君) 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。3月3日及び3月4日は議案思考のため、3月5日は土曜日のため、3月6日は日曜日のため、3月8日及び9日は委員会審査のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、3月3日、4日、5日、6日、8日及び9日の6日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は3月7日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前11時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月2日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成28年第1回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成28年3月2日			
本会議の会期	平成28年3月2日から3月10日までの9日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成28年3月7日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	散会	平成28年3月7日	午後0時28分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星 正 延	2番 佐藤 孔 一	3番 佐藤 勤	4番 星 嘉 明
	5番 佐藤 盛 雄	6番 星 政 征	7番 猪股 謙 喜	8番 室井 亜 男
	9番 山田 武	10番 星 輝 夫	11番 小玉 智 和	12番 佐藤 一 美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 正 延	2番 佐藤 孔 一	3番 佐藤 勤	4番 星 嘉 明
	5番 佐藤 盛 雄	6番 星 政 征	7番 猪股 謙 喜	8番 室井 亜 男
	9番 山田 武	10番 星 輝 夫	11番 小玉 智 和	12番 佐藤 一 美
欠席議員	なし			
会議録署名議員	2番 佐藤 孔 一	3番 佐藤 勤		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 五十嵐 正 俊	参事兼税務課長 室井 孝 宏
	町民課長 星 昌 彦	健康福祉課長 渡部 善 一	産業課長 佐藤 壽 一	建設課長 室井 一 弘
	教育委員会教育長 渡部 岩 男	教育次長 星 修 二	代表監査委員 渡部 正 晴	農業委員会会長 渡部 和 夫
	農業委員会事務局長 湯田 真 澄			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹 義 則	書記 荒井 康 貴		
	書記 大竹 浩 二			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成28年第1回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：平成28年3月7日（月）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算
(総務文教常任委員会付託)
- 日程第 3 議案第37号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計予算
(産業厚生常任委員会付託)
- 日程第 4 議案第38号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
(産業厚生常任委員会付託)
- 日程第 5 議案第39号 平成28年度下郷町介護保険特別会計予算
(産業厚生常任委員会付託)
- 日程第 6 議案第40号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
(産業厚生常任委員会付託)
- 日程第 7 議案第41号 平成28年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
(産業厚生常任委員会付託)
- 日程第 8 議案第42号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算
(総務文教常任委員会付託)

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

(総務文教常任委員会)

陳情第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を
求める意見書提出の陳情

(産業厚生常任委員会)

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

ご連絡します。今定例会の説明のため出席を求めた会計管理者、星永津子君が所要のため、本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤一美君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 皆様、おはようございます。3番、佐藤勤です。通告に従いまして、2件の質問をいたします。

最初の質問です。テーマは、空き家対策に向けた協議会設置について。近年人口減少や過疎化などの影響で空き家が増え、多くの市町村で大きな社会問題となっております。国は、平成26年11月に空き家対策特別措置法を公布し、平成27年5月に全面施行となつてから、各市町村の取り組みが徐々に進んできているように見受けられます。空き家の定義として2つあります。空き家等と特定空き家等に分類されておりますが、次の事柄についてお尋ねいたします。

(1)、過去に収集のために空き家等への実態調査やアンケート調査を実施されたことがありましたか。

(2)、調査等がなされていれば、檜原、旭田、江川地域ごとの空き家等と特定空き家等はそれぞれ何軒くらいありましたか。お示してください。

(3)、特に景観を損なっているもの、倒壊の危険性があるなど緊急度が極めて高いものは何軒くらいありましたか。

(4)、今後とも人口減少などにより、空き家等の増加が懸念されることも具体的な施策の推進を図る上でも、早い時点で国の基本指針に即した空き家対策計画を策定する必要があり、その計画策定のための協議会の設置が必要かと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

これで1件目の質問を終わります。

続きまして、2件目の質問に移ります。テーマは、高齢者タクシー助成券の増額について。

(1)、高齢者や障害者の皆さんが住みなれた地域で自立した生活を送るために、タクシー料金の一部として利用する当助成券の制度も今年4月より3年目となりますが、次の事柄についてお尋ねいたします。

①、1年目のひとり暮らしの申請者数及び配付枚数はどのくらいか。

- ②、1年目のひとり暮らしの返還者数及び利用枚数はどのくらいか。
- ③、2年目のひとり暮らしの申請者数及び配付枚数はどのくらいか。
- ④、1年目、2年目で同一世帯で生活している2人以上の方が申請した世帯数、申請者数及び枚数はどのくらいでありましたか。
- ⑤、④同様の返還者数及び枚数はどのくらいありましたか。
- ⑥、1年目、2年目、それぞれ同一世帯での申請者が一番多いのは何人でありましたか。

(2)として、利用している方々は大変ありがたく助かりますと話をしておりましたが、課題も寄せられております。ひとり暮らしで車も所有していない人であっても1人500円の助成券20枚の交付であります。一方同一世帯に2人以上の対象者がおり、加えて車があり、運転ができる人がいても1人20枚で対象人数分の枚数を受け取ることができますが、このギャップは少し大きいかと思います。一番困っているのがひとり暮らしの方々に、少し遠くに通院となれば片道2枚が必要となり、買い物にも行くことができないと話をしておりました。対策の一つとして、相乗りという方法もありますが、もう少しひとり暮らしの方々に光を当てていただければと存じますが、いかがでしょうか。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番、佐藤勤議員のご質問にお答えします。

まず、空き家対策に向けた協議会設置についてのご質問で、過去に情報収集のために空き家等へ実態調査やアンケート調査を実施されたかについてでございますが、直近で空き家の利活用を図る目的として平成23年8月に空き家等実態調査を実施し、各行政区長に各集落の空き家状況を調査していただきました。また、アンケート調査につきましては、同年10月に空き家に関する調査及び空き家情報発信に関する意向調査を実施してございます。

小さな2点目の調査等がなされていれば、檜原、旭田、江川地区ごとの空き家等と特定空き家等はそれぞれ何軒あったかについては、調査の結果としましては平成23年9月現在、町内では98軒でございます。地域別としましては、檜原地区42軒、旭田地区40軒、江川地区16軒でございます。また、特定空き家等につきましては、空き家法に基づく特定空き家等だと思われませんが、把握してございません。

3つ目の特に景観を損なっているもの、倒壊の危険性があるなど緊急度が極めて高いものは何軒あるかについては、調査目的が空き家の利活用を図るための調査でございますので、把握してございません。

小さな4点目、今後とも人口減少により空き家等の増加が懸念されることから、具体的な施策の推進を図る上でも、早い時点で国の基本指針に即した空き家対策計画を策定する必要があり、計画策定のため協議会の設置が必要かとのご質問でございますが、佐藤議員のおっしゃるとおり、人口減少等に伴いまして、まさに空き家の増加が懸念されるところであります。また、適切な管理が行われない空き家等が防災、衛生、景観等

の地域住民の生活環境に影響を及ぼすこととなりますので、生活環境の保全を図るとともに、空き家等を利活用した定住促進を推進する上で必須であると認識しております。今後は、適切に管理されていない空き家等の実態調査、空き家等対策計画の策定に向けた準備を進めるために、行政組織における所掌事務を明確にしながら、庁舎内の体制構築、協議会設置等を検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者タクシー助成券の増額についてのご質問であります。大きな1点目の事業年度の1年目のひとり暮らし高齢者の申請者数及び配付枚数及び返還者と利用枚数についてのご質問でございますが、平成26年度におけるひとり暮らし高齢者の申請者件数は139人で、配付枚数は2,780枚となっております。

また、返還者数及び利用枚数についてでございますが、返還者数は111人で、利用枚数は1,439枚となったところです。

次の事業年度2年目におけるひとり暮らし高齢者の申請者数及び配付枚数につきましては、現在までところ申請者数は129人、配付枚数は2,580枚となっております。

1年目、2年目での同一世帯2人以上で申請した世帯数、申請者数、配付枚数についてのご質問でございますが、1年目につきましては185世帯、372人、配付枚数は7,440枚となっております。同様に2年目につきましては、現在まで183世帯、368人、配付枚数は7,360枚となっております。

2人以上世帯での返還者数及び返還枚数につきましては、1年目が返還者332名、返還枚数は5,328枚、2年目がこれまでに返還者数が326人、返還枚数は4,642枚となっているところです。

続きまして、1年目、2年目それぞれ同一世帯で申請者が一番多いのは何人かのご質問でございますが、1年目、2年目ともに1世帯3名が最も多い数でありました。

次に、大きな質問の2番目、自家用自動車を持たないひとり暮らし高齢者に対してもう少し光を当てた事業にというご質問であります。本事業はタクシー利用料金の一部を助成することにより、高齢者の交通手段の確保と社会参加の促進を図ることを目的としており、施設に入っておられる方は除きますが、町内に住所があれば原則70歳以上の方は全員利用できるということになっております。住民税の課税、非課税や自家用自動車所有の有無、ひとり暮らしからも高齢者のみの世帯からなどについては問うものではございません。あくまで各個人を助成対象者としておりますから、その世帯の構成形態によっては複数冊の助成券が交付される場合も多々あると思われれます。また、自家用自動車を所有している世帯がいることも当然考えられます。しかし、助成対象者が多ければそれだけにおのおのが外出する機会も多くなると思われれますし、自家用自動車を所有していればそのための税、維持経費、燃料費等が必要になってまいります。各集落によって医療機関、金融機関までの距離、あるいは買い物をする商店までの距離に大きな差があることは事実であり、平成27年度からは1回の使用枚数を増やして使用できるようにするなど、なるべくご近所の方々と同じ日に複数人での相乗りをお勧めしているところでもあります。今後いろいろなご意見をお伺いし検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 再質問でありますけれども、1件目の空き家対策につきまして、町長さんの答弁力強く感じておりますので、ぜひ進めていただきたいとそうように思っております。これは、私たち下郷町は光を見せるとか、光を見ていただく、いわゆる観光は本町の基幹産業でもあります。それで、またできるだけ速やかに住民や関係機関、そして団体等の代表者などで組織する協議会をぜひ早目につくっていただき、具体的に推進を進めていただきたいと思っております。

それから、2件目のタクシー券のことでございますけれども、ひとり暮らしでどうしても車がない、運転もできないという方々がやはり同じ1年間で20枚と、それから隣の人は車も持っているし、運転もできるのだけれども、40枚一家のところに入ってくると、このギャップが少しあるのかなと思いましたがけれども、町長さんの答弁は聞いていますとなるほどなと思っておりますけれども、できるだけひとり暮らしのほうに多少なりとも光を当てていただければ喜ばれるのかなと、このタクシー券の利用の採用もまたひとつ皆さんに喜ばれるのかなと、そうように思っておりますので、ご検討をいただきたいと思っておりますので、それをあわせましてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 再質問についてお答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたけれども、所掌事務を明確にするということが大切でございます。それで、庁舎内の再構築をして、そして協議会の設置等を進めていくということが大事だと思っておりますので、具体的に進めていくように検討してまいりたいと思っております。

次に、タクシー利用券につきましては、さまざまな意見をいただいております。そうした意味で、なおさら検討を加えて、ひとり暮らしに光を当てたいというような気持ちで検討させていただくということではないと思っております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問ありませんか。

○3番（佐藤勤君） ただいまの答弁でよくわかりました。私の質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○3番（佐藤勤君） ありません。

○議長（佐藤一美君） これで3番、佐藤勤君の一般質問を終わります。

次に、5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 5番、佐藤盛雄でございます。通告いたしました4つの項目につきまして質問させていただきます。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

まず、第1点目でございます。多目的観光交流施設整備事業についての件でお伺いいたします。下郷町過疎地域自立促進計画（案）が示されましたが、その中で多目的観光

交流施設整備事業が提案されました。これは、湯野上地域振興計画の中で一体的に政策されるべきものであり、その全容が示されない中で、初めに建物ありきとしか捉えることができません。整備計画が3月の定例会に示されなかったのは極めて残念であり、遺憾であると存じます。委託した宮城大学により、現在基本構想が策定中ではありますが、町長へのヒアリングも1月の中旬に実施されたかと存じますが、そこで町長がそのヒアリングで基本的な理念、構想等についてどのように述べられたのか、お伺いします。

湯野上振興推進協議会からの意見を踏まえた上で、基本的な構想を提示した後、測量、地質調査等にかかる予算計上を行う予定と12月の議会で私の質問にお答えになりました。そういう一連の中での整合性がとれていないのではないかと私は考えております。現在湯野上地区との協議がなされておりますが、その協議が調っていないようではありますが、現在までの進捗状況と多目的観光交流施設の概要についてお示しを願いたいと存じます。

今回27年度の補正予算に湯野上地域整備基本計画策定委託料として地方創生加速化の国の補助金を使った予算が計上されております。それと同時に、測量設計業務委託料が計上されておりますが、これは何なのか。今後の進め方について具体的にお示しを願いたいと存じます。

続きまして、第2点でございます。工業団地、物流センターの拠点づくりと企業誘致についての件をお伺いいたします。町の有識者会議の答申を得て、このたび下郷町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が提案されました。その中の基本目標、新しいしごとを創り出す雇用創出では、国道289号、会津縦貫南道路などを見据えた工業団地、物流センターの拠点づくりに取り組み、企業誘致を推進しますと定義されました。私は、12月定例議会でこのことを質問いたしましたが、町長はその中で郡内や会津地方でも恵まれた立地条件でありますから、こうした立地を生かせる場所を的確に、そして慎重に選定作業を進め、工業団地、物流基地の整備計画を行ってまいりますと述べております。さらに、有識者会議の議論を踏まえ場所の特定をすべきと述べられましたが、このたびの答申に基づき、具体的にいつごろ、どこに、どのような規模で計画するのか、お伺いいたします。

続きまして、3点目でございます。保育料の軽減についてお伺いいたします。下郷町の合計特殊出生率は1.58に落ち込み、福島県や全国水準に近づき危機的状況になっております。出生率を上げるためにはさまざまな施策を網羅した総合対策が求められております。国では、人口減少に歯どめをかけるため3つの基本的視点を挙げております。その中で若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現ということが示されております。若い世代の親が安心して子育てできるさまざまな条件整備が必要であると思います。平成22年度からは、保育所の同時入所の場合、2人目以降全ての子供を無料化しております。出生数に関しましては、昨年度は28人、平成24年度は21人でしたから、それに次ぐ少ない数でございます。12月定例議会で私も質問いたしましたが、出生数の減少傾向は続くものと想定される。そのため出生数の減少に歯どめをかけるためにも保育料の軽減等を含めた新たな子育て支援策、地方創生の人の流れを呼び込む事業と一体的に取り組んでまいりたいと町長が述べられております。幼児教育は、保護者のいろんな面で

の負担が大きく、保育料の軽減も子供を産み育てるという環境整備の一つになるものと考えます。第2子目を単独で無料化することを決断するときと思われます。町長のご勇断を期待するものでございます。ご所見をお伺いいたします。

続きまして、4点目でございます。集落再編とコンパクトシティー構想についての件をお伺いいたします。下郷町の人口動態は、平成37年度に5,030人、47年度に4,271人、52年度には3,954人と4,000人を割ってしまうという人口の予想がされております。限界集落から集落の存在が危ぶまれる地域が出現することが予想されます。過疎地域自立促進計画でも集落の再編も視野に入れた政策を検討しなければならないと述べられております。国土交通省では、コンパクトシティー形成支援事業として、都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型町づくりの実現に向け、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくために医療施設、社会福祉施設、教育文化施設等のコアとなる施設の集約施設への移転や移転跡地の都市的土地利用からの転換を促進する制度として立法化され、平成26年8月の改正都市再生特別措置法にあわせて支援の対象に追加されました。県内では、福島市、郡山市、二本松市、国見町、猪苗代町、矢吹町、新地町の7市町が取り組んでおります。このような支援事業と将来を見越した集落再編事業をミックスした下郷町ビジョンを立案し、将来を展望し政策を策定すべきものと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

以上、4点についてご質問しましたが、町長の明快なご答弁をお願い申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席5番、佐藤盛雄議員のご質問についてお答えします。

初めに、多目的観光交流施設整備についてのご質問ですが、このたび下郷町過疎地域自立促進計画（案）において新たな交流、観光の拠点となる多目的観光交流施設の整備について提案したところでございますが、これにつきましては議員もご承知のとおり、下郷町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略においても戦略施策の主な取り組みに掲げております。また、平成26年3月補正に計上しました地方創生先行型事業において、下郷町湯野上地域整備基本構想策定業務を宮城大学に委託し、現在湯野上地域振興協議会と共同基本構想を策定し、間もなく成果品が納入されると思っております。

交流施設の建設につきましては、宮城大学が行った住民アンケートにも要望があったことから、基本構想に盛り込まれ、先月2月24日に開催された湯野上地域振興協議会主催の第3回湯野上地域整備基本構想に関する意見交換会においても会員の皆様より承認を得ているところでございます。委託期間の関係上、今回の定例会までに議会の皆さんにはご報告できませんでしたが、間もなく基本構想が成果品となって上がってくるものと思っております。今後とも町の振興計画を基本に、ご提案申し上げます過疎計画（案）、そして地方創生総合戦略、湯野上整備の基本構想、この4本を柱に地域と一体となって進めてまいりたいと思っております。施設の概要につきましても、今後地域の皆さんと一緒にやってつくり上げてまいります。湯野上地域整備基本計画をもとに、地域の皆さんの要

望や希望を取り入れた内容とし、その意を反映させた実施計画をつくってまいります。今回3月補正予算において、本年度からの繰り越し事業として地方創生加速型交付金事業5,696万円を計上させていただきました。引き続き宮城大学に基本構想を踏まえた湯野上地域整備基本計画をお願いしながら、また議会の皆様にもご報告を申し上げながら、この基本計画と進捗状況を見きわめ、並行して行う地質調査等も実施する予算についても計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、工業団地、物流センターの拠点づくりと企業誘致についてのご質問でございますが、議員も有識者会議の委員としてご協力をいただいたところで、その内容についてはご存じかと思えます。工業団地、物流センターの拠点づくりと企業誘致については、下郷町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の戦略施策の1の1において、戦略施策の概要で国道289号、会津縦貫南道路などを見据えた工業団地、物流センターの拠点づくりに取り組み、企業誘致を推進しますと掲げているところでございます。2月25日に開催されました第4回下郷町有識者会議において、有識者会議の委員の皆様にも工業団地、物流センターの候補地等についてご意見をいただきましたので、要約して申し上げます。

企業誘致をする上で、工業団地の造成は必要な施策と思われれます。また、物流業者からは新たな物流拠点が求められているのは現状である。しかし、現在既存企業であっても労働力不足であり、新たに企業を誘致し、さらなる労働力不足も懸念される。本町は、観光、農業を基幹産業としているため、景観のことも考えなくてはならない。総合戦略の策定の中で工業団地、物流センターの拠点づくりに取り組み、企業誘致を推進するという計画に対しては異議はないという考え方が大勢を占めたところでございます。これら有識者会議でのご意見等を考慮し、工業団地、物流センターについては今後専門の方々の意見を伺いながら、調査、分析をしながら進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、保育料軽減についてのご質問でございますが、本町の出生数は平成26年に28人と30人を割り、平成24年の21人に次ぐ少なさとなり、平成27年度の出生数は27人と誠にゆゆしき事態が続いております。第2子目を単独で無料化にということではありますが、本町における少子化対策としての子育て支援策といたしましては、現在保育所同時入所第2子以降の無料化を初め、第3子以降の子宝祝金の支給、子供医療により医療費の無料化、インフルエンザ予防接種費用の一部助成、小学校入学祝金の支給等を実施しているところでございます。しかし、残念ながら少子化には歯どめがかからない状況にあります。今後若い世代の親が安心して子育てできるさらなる環境の整備を進めていくため、佐藤議員の提案も参考とさせていただきながら、公正性等も考慮しつつ、今後方策を検討してまいりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

最後の質問の件ですが、集落の再編とコンパクトシティー構想についてのご質問でございますが、国土交通省が示していますコンパクトシティー構想はただいま議員がおっしゃったとおり、都市部中心における空洞化対策あるいは拡散した医療施設、社会福祉施設、教育文化施設等を集約化する都市機能の再構築、または基幹集落に複数の生活サ

ービスや活動の場を集め、周辺集落をネットワークで結ぶ小さな拠点づくり事業などが主なものでございます。確かに県内においても立地適正化計画を作成し取り組んでいる市町村はあります。市または町の全体地域において商業施設ゾーン、工業施設ゾーン、農業施設ゾーンとそれぞれ土地利用のすみ分けをし、都市機能や住居機能を誘致をするというものです。単に町中心部に商店街活性化の拠点づくりに取り組んでいる町もございます。これらの事業と組み合わせ、過疎化が進む集落の再構築を図るため、計画を策定すべきとのご質問でございますが、確かに本町においても集落の過疎化が進み、人口の高齢化率50%を超えるとされる限界集落と言われますが、こうした集落は現在野際集落も含めると6集落となっております。今回の過疎自立計画でもその対策として、地域住民の意向を踏まえながら施策を講じていくと記載させていただきました。これは、集落機能が維持できなくなったり、隣接集落において協議が開始された場合における町の支援についての記載であります。人口減少が著しい集落間の合併については、総務省の所管において過疎地域集落再編整備事業があり、実績内容を見ましても空き家活用の事例等ではありますが、合併に関して本事業を活用したという事例は見受けられませんでした。これは、生まれ、住みなれた地区からは離れたくないという心理によるものと思っております。こうした微妙に住民感情も動く施策でありますので、慎重に取り組むをしなければならぬと考えるところでありますから、該当します集落に係る再編活性化なる計画は作成せず、お互い隣接集落同士話し合いが始まったとなれば全面的な協力とバックアップをしていく考えであり、理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありますか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） それでは、再質問させていただきます。

第1点目の多目的観光交流整備事業ですが、これは宮城大学に業務委託して、昨年度から実施しております。町長も昨年、大分県の黒川温泉に行かれたということもお話しいただいております。先進地のいいところはたくさんあります。ですから、湯野上温泉も最近宿泊人口も5万人以下、これを5万人に持っていこうという構想も示されましたが、やはり黒川温泉みたいに27万人も来るような、そういうような大きな夢を持ってやっていただきたいというのが私の質問する趣旨なのですけれども、ただ町長が述べられておりました基本構想が3月までお示ししていただけたという話だったものですから、今回の本来ならば町長、3月の議会に、そしてまして我々議員の任期が3月で終わることですので、3月の議会に成果品を出して、基本構想はこうですよというふうにやっていただきたかったのです。それができなかったというのが現実ですが、それを内容を見ますと測量設計業務委託が今回補正に計上されまして、これが繰越明許で次年度にやるということでございますが、本来ならば3月にお示しすべきだったということでもあります。そういうことで、湯野上温泉の多目的観光交流施設、具体的どういうもので、その施設の内容、だから湯野上地区の推進協議会では建物は要らないというような意見もあったというように伺っておりますが、建物あって、その中身はどうなのだ。その建

物を交流施設をつくることによってどれだけの観光的なインパクトがあるのか、その中身のことが一切わからないものですから、ここで具体的なもう少し一歩進んだ答弁がいただきたかったのです。場所については、先日総務課長からもとの母子センターの跡地あたりを検討しているというような答弁いただきましたが、そこまで言っているのであれば、ある程度の町長の基本的考え方、こういうものを観光の目玉としてこういうことをやるのだというような話をお伺いしたいのです。ですから、宮城大学の先生とのヒアリング、これも実施されていますけれども、そのヒアリングで町長がこの構想について私はこう考えるのだということの聞き取りもやったと思うのです。その一部をやっぱり披瀝していただきたいです。その点いかがでしょうか。

それから、第2点目でございますが、工業団地、物流拠点づくりと企業誘致の件ですが、有識者会議でも国道289号と高規格南道路の結節点付近に工業団地あるいは物流基地をそこにつくるのだというようなことでお示しになりました。中には、この有識者会議の中にも現在世界経済、特に中国経済が減速する中で、果たしてそういう公費をかけて企業団地をつくるのがいかなものかという意見もございました。しかし、私はやはり行政として雇用の場をつくる、あるいは工業団地をつくって雇用の場を確保するためにはやはり前向きにそういうものを提示すべきだというふうな意見を申し上げました。それから、工業団地をつくった場合に、果たして企業が進出してくれるのか。あるいは売れ残ったらどうするのだという、そういう危惧もございますが、行政はやはり後のことよりも前向きにやるべきだということで、工業団地、物流基地をつくるのは私は賛成でございます。それから、やり方として全て行政でやるだけではなくて、やり方の方法として公設民営という方法もあります。例えば道路とか水道とか電気とか、そういうようなインフラは行政でやって、あとは開発は民間の進出企業がやるというような方法もございます。いろんな選択肢がございますが、そういう場所、それから場所はなかなかまだ特定はできないでしょうけれども、いつごろまでやるのか。町長の任期中にはやはり場所の特定、あといつごろまでやるのだというようなことをやはりお示ししていくべきだと思いますが、もう一歩踏み込んだご答弁をできればお願いします。

それから、保育料の軽減につきましては町長、いろんなお話を申し上げました。前向きに検討するということでもあります。ぜひこの実現に向かってやっていただきたいと思います。こういうことをやりますと、ほかの町村とか、あるいは若い者にその話が行った場合に、やっぱり子育てするのは下郷ですと、田島や若松ではなくて下郷は子育てに対する町の制度がしっかりして、下郷でぜひ子育てをしたいというようなことがありましたらば、将来西郷にうちを建てるとか、あるいは若松にうちを建てるとか、こういう人もやはり下郷に引っ越してきて、下郷で子育てするのだというような、そういう精神的な若い者に対するインパクト、これが強くなると思うのです。ですから、やっぱり出生率を1.58から2.06でしたか、ここに上げるためにはそういう強力な、他の町村と違った差別化した政策を打ち出すという、やっぱりこういうものが必要だと思いますので、町長、前向きな決断をぜひお願いしたいと思っております。

それから、第4点の集落再編とコンパクトシティー構想につきましてですが、今回の

町のビジョンの中で集落再編あるいは過疎自立促進計画の中でも集落再編という言葉が出てきました。これ集落再編というと、なかなかやはり地域の事情あるいは住みなれた土地からほかに移るとというのがなかなか難しいという感じもございますが、やはり奥まった地域のところで空き家が多くなって、集落が半分以下になって、いろんな集落の行政機能ができなかったり、共同作業できなくなると人も住めなくなるというようなことが近々そういうが多くなっていくということは想定されるのですが、将来に向けた出発点はやっぱり今からやるべきだと思っているのです。ですから、今回の地方創生のその戦略の中には集落の再編も検討すべきだという言葉だけだったのですが、具体的にそういう構想も、5年後、10年後を見据えた構想もやっぱり着手すべきだと思っております。12月にも私質問しましたが、姫川のある製材工場が廃業になる。あれだけの広大な面積、学校に近い、医者に近い、駅に近い、便利なところでございますので、そういったところもやっぱりコンパクトシティの構想として、ああいう地域を活用する。やはり行政あるいは医療機関や文化施設、学校、駅とか、そういうところに近いところにそういう施設を計画するというようなことも含めて、将来の下郷町のそういう集落の消滅ということが予想されますので、今からそのビジョンに着手していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、4点について再質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、5番、佐藤盛雄議員の再質問についてお答えしたいと思います。

まず、先ほどもお話ししましたけれども、今回の定例会に基本構想が間に合わなかったということに対しては大変申しわけなく思っています。私、基本構想をつくるためには地域の人たちの話を十分に聞いて、そして宮城大学と、そして行政と三者一体、そしてでき上がったときに議会のほうに報告して、今度は基本構想から基本計画に移るときは完全に議会のほうも行政も地域も一体となって、宮城大学も四者一体となってやるということを進めていくのが本当ではないかと思っております。十分にその地域の人々の声を聞かないではなかなか基本計画には至らないと。ですから、建物や何でもそうですけれども、順序からすれば基本構想、基本計画、そして基本設計、実施計画、そして工事をしていくというのが、これが順序だと思っておりますので、その辺を十分に踏まえてやっていきたいと、こう考えております。

なお、宮城大学とのヒアリングの中ではあくまでも町長としてのヒアリングを受けたわけでございますが、私は基本構想の策定の趣旨としてやはり湯野上地域の拠点づくりをしなくてはならない、これどうしても観光交流人口を増やすためには湯野上の温泉を利用した交流人口を増やさなければならないと、そうすることがやはり入湯税の増にもつながっていくということになっていこうかと思っております。それが多目的に利用できればと、こう思っております。構想の背景には、やはり湯野上バイパスが開通されると、大きなプロジェクトが入ります。間もなく着工されるであろうと思っております。そうし

た背景でやはり早く手を打つべきではないのかと、こう思って考えております。また、東武鉄道の特急の運行が29年の春、これ何月とは言っていませんけれども、春には運行されると、こういうことを考えれば素早くその対応策を考えて、やはり交流人口の増を図っていかなくてはならない、そういうことも考えております。

それから、やはり湯野上温泉の次の時代の始まりという新たなステップを図る上で、やっぱり計画していくということが大切であると。それから、基本理念としては、湯野上地区については温泉地域の抱負な湯量を活用した魅力ある温泉街の形成に向けた取り組みをする。予定地周辺の特色としてはいろいろあります。つり橋、中山風穴、温泉神社、川辺の散策もできる。元露天風呂もありました。また、当然鉄道、農地はございます。それから、施設としては旅館、民宿等が屋並みを並べているということでございます。ですから、施設計画としては多目的施設や郷土色の伝統行事の発表できる広場とか活用していただく施設を考えて、多目的施設。それから、いろいろな河原の露天風呂の復活とかというようなことも含め、新駅の構想なんかも含めたらどうだということもお話はしました。また、周遊コースもやはり中山風穴、塔のへつりコース、温泉街、露天風呂めぐりコースだとか、夫婦岩眺望コースということも考えて話しました。景観のコンセプトは、やはり懐かしさを演出すると。傾斜地が多いわけですから、その利用もしなくてはならない。そういう木材を使った素朴な質素の建物ではどうだろうかというようなこともヒアリングの中で話しました。

施設整備計画としては、今加速型の交付金をお願いしているところです。これは、10分の10の交付率でございますが、これから国の内示が出るわけでございますが、その内示を何とかかち取る、つけていただくというのが私の考えでございます。そのときにはこの予算の3月の補正で計上いたしますことをひとつご理解いただいて、お願いしたいと思います。それから、一応こういう施設となれば、やはりメディアの活用、食べ物、イメージ計画づくりも必要だと考えています。このようなことを宮城大学のほうとヒアリングを受けて、私の考えを基本的に述べたところでございます。

次に、企業団地物流センターを進めるべきだということですが、議員も有識者会議のメンバーでございます。先ほど申し上げましたとおり、こういう計画に対しては異議がないということを発言していただいてまとめていただいたわけでございますが、今後はやはり専門の方々の意見も聞くべきだろうということも話していらっしゃる方がおっしゃったそうです。ですから、その辺を調査分析を専門家の方をお願いすることもやはり必要だと、こう私は考えております。

次に、保育料でございますが、保育料の軽減につきましては議員の提案も考えながら、公平性を保って、それが大切だと思っている。そこをクリアできるならば当然議員のおっしゃることを理解する考えでおります。

次に、コンパクトシティの件については、ビジョン作成は、これはどういう補助事業があるかどうかわかりませんが、これは今後そういうものを必要であることは私も十分承知しております。そういう意味で、何とかこのビジョン作成については補助事業等のものがあればぜひそういうものを活用しながら作成していくことについては必

要だと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） ありがとうございます。

1番の観光交流施設ですが、町長の基本的な例お伺いしました。基本的には間違っていないと思います。ただ、箱物ありきではなくて、その中に入るもの、やっぱり哲学、その辺はしっかりとわきまえてやっていただきたいと思います。

黒川温泉も大分バイパスができて、その地域の温泉が取り残されるという危機感からいろんな有識者あるいは温泉開発の専門家の話を聞いて、あれだけの全国に名だたる温泉地として発達しているわけです。ですから、湯野上も高規格南道路も通って、車とか行く人が通る……来年から外れてしまうという危機感から、やはり何とかしなければならないということでございますが、その中で例えばいろんな構想がある中で、町長露天風呂なんていう話が出ましたけれども、湯野上は湯量が豊富ですし、河川の使用に関してはいろいろ国の河川利用の制限がありますし、県の第2種観光地域で規制が厳しいものもありますけれども、ああいうすばらしい景観、夫婦岩もありますし、谷川の景観もいいですから、ああいうところにも専門の露天風呂とか温泉開発している人も町長もご存じだと思いますので、そういう意見も取り入れて、ぜひすばらしいコースあるいは景観等をつくっていただければと思っております。

あとは町長の答弁されたとおりですが、物流センター、工業団地もやはり早く場所を専門家の意見を聞いて早く特定して、県の企業局がやはり動いてもらって、企業誘致というのは福島県に数ある工業団地等には県の企業局が東京で企業誘致のそういう会を開いて関東圏にある企業にこういうところがありますよということで、県もせっかくアピールしていただくのですが、そういうもの持たないとやはりそういう企業が参加してくれないということで、やはり早目の、ちょっと遅いかもしれないですけども、いち早くやっぱりやるべきだと思っております。

あと、保育料に関しては公平性を確保しながらやるということでございます。先ほど申しましたが、他の町村よりも差別化して、下郷はいいのだよというようなアピール、これもやっぱりぜひやって、若い人を呼び込むという一つの流れをつくっていただきたいと思っております。

それから、集落再編とコンパクトシティーですが、これは将来のことでございますが、今どうということでございますが、やはり5年後、10年後を見据えた集落が消滅してしまう可能性が現実にありますので、やはりこういうものもいち早く町で全体の構想を練って提示するということが必要だと思います。これもいち早く町のほうでの検討課題にしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 今のは要望ですね。

○5番（佐藤盛雄君） いや、要望でなくて質問もあります。

○議長（佐藤一美君） 質問。

○5番（佐藤盛雄君） うん。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、5番の佐藤盛雄議員の再々質問でございますが、やはり湯野上地域の振興、活性化事業につきましてはどうしてもやはり地域と町と議会と一緒に進めないとこれは成功しませんので、皆さん方のご協力をお願いします。

露天風呂の構想についても、やはり阿賀川工事事務所さんの協力を得ながらやはりその再生、なくなっている今、使われていないものをもう少し上流というか、上流に上げていただくような方法で考えている構想でございます。そんなところで取り組んでまいりたい。

それから、企業立地の関係の団地だとか、物流センターの団地についてやはり検討、企業局とは十分に協議していかなければならないと、これはあくまでもそこが窓口というか、ですからそこを大切に進めていきたいと、こう思います。

それから、保育料については先ほども申し上げましたけれども、公平性を保っていくならば、それを無料にすることもやぶさかではないと私は考えています。

それから、コンパクトシティーの構想については十分に考えてやっていきたいと、こう思います。これは、時間はかかると思いますけれども、そんなことでご理解願います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○5番（佐藤盛雄君） なし。

○議長（佐藤一美君） これで5番、佐藤盛雄君の一般質問を終わります。

ただいまより11時10分まで休憩します。（午前11時02分）

○議長（佐藤一美君） 再開します。（午前11時10分）

次に、7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、7番、猪股謙喜、一般質問を行います。3点でございます。

まず、人材育成について質問いたします。地域学というものがございます。これは、例えば下郷町の自然、歴史、文化、人物、産業などを学ぶことによって町民が郷土観を確立して、さらに地域の活性化や地域づくりへの動機づけを図れるのに有効な学問だと思います。また、この地域学というものを体系的に学問として確立することで、つまり下郷の地域学というものを体系的につくるということです。それを確立することで、年齢に応じて広く、浅く、そして深くと学習できるようにすれば学校教育や社会教育に取り入れることができると思います。人材育成の一つとして、こういった下郷の地域学というものを取り入れてはどうか、町長のお考えを伺います。

2つ目、ジオパークの認定に向けた調査についてご質問いたします。まず、ジオパークの説明をいたしますと、ジオとは地球、パークとは公園という意味でございます。つまりジオ、地球にかかわるさまざまな自然遺産、例えば地層、岩石、地形、火山、断層

などを含む自然豊かな公園のことをございます。山や川をよく見て、その成り立ちに気づくことに始まりまして、生態系や人々の暮らしとのかかわりまでをつなげて考える場所と定義されております。こういった自然豊かな下郷町、阿賀川の溪谷、中山風穴、観音沼、日暮の滝など独特の地形を持つ我が町にとって、こういったジオパークというものが適用されるのではないかと。観光と自然保護の両立を図り、子々孫々がその恩恵を受けるためにこのジオパークの認定を取得することが可能かどうか調査する考えはないか、町長にお伺いいたします。

最後の質問でございます。大川ふるさと公園多目的広場に屋外ステージの設置ができないかどうかの質問でございます。大川ふるさと公園多目的広場に常設の屋外ステージをつくることで、現在行われているふるさと祭りやよさこいの大会、それ以外に新たに野外コンサートなどさまざまなイベントが開きやすく開催されやすくなるのではないかと、それによってさらなる誘客が期待できると思われませんが、町長のお考えをお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、猪股謙喜議員のご質問にお答えいたします。

初めに、人材育成についてのご質問であります。7番議員のご指摘のとおり、自分たちが生まれ育った下郷町の自然、歴史、文化等を学び知ることは大切なことであり、将来本町の力になるべき人材の育成にもつながるものと考えております。本町では、地域学習用として昭和58年度に編集され、5年ごとに改正されております小学校3、4年生を対象とした社会学習資料「わたしたちの郷土下郷町」を用い、本町の自然、歴史、文化等を学ぶ授業を取り入れております。また、小学生を対象に、平成26年度からスクールサポーターを活用し、観光や歴史等のさまざまな分野の講師の方々に現地までおいでいただき、体験学習を展開しております。特に今年度は、町内の文化財に着目し、大内宿においてかや屋根ふきかえの見学、中妻地区栗林遺跡発掘現場の見学を通して伝統的技術の継承、文化財の保護の重要性を学習しております。中学校においては、道徳の授業で郷土への思いなどのテーマで学習しております。今後とも議員ご指摘のとおり、学校教育、社会教育の場に地域に根差した自然、歴史、文化、学び知るための教育活動を取り入れ、人材の育成に取り組むとともに、下郷町が好きという人材を育ててまいりたいと思っております。

次に、ジオパークの認定に向けた調査についてのご質問であります。地域がジオパークを名乗るには日本ジオパークの準会員となり、日本ジオパーク委員会から審査を受けることとなります。そこで、自然遺産として考古学的、生態学的、文化的価値があると認められれば認定となるわけです。議員がおっしゃるとおり、本町には侵食地形の特異例として塔のへつりや標高800メートルでも寒冷地植物が植生、一大群落する中山風穴特別特殊群落など、まれな地形や生態系を持つ箇所があります。しかし、塔のへつりや中山風穴は文化財の見地から国の天然記念物として指定されていますが、地質学的、生

態学的調査が行われているかといいますと、そうではありません。ジオパークに認定されています地区を調べましたら、今日本全国で日本型ジオパークに認定された地域は31地域、ジオパークを目指しています地域は16地域となっているようです。いずれも日本地質学会が地質学的に見た日本の貴重な自然資源100選として選んだ地域であり、学術的調査も行われ、文献もしっかり整備されている地域となっています。残念ながら本町においてはこうした調査が行われていませんので、まず専門の学者や研究者の招致から始め、調査していただき、地質学的、考古学的、生態学的、また文化的に価値があると証明してもらわなければなりません。幸い本町の近くにおいては、2011年に認定された磐梯山ジオパークがありますので、先進地の取り組み事例などを聞きながら、また地域住民の理解を得ながら進めてまいりたいと思います。即こうした学術調査に入るには時間を要するものと考えます。

次に、野外ステージ設置についてのご質問であります。大川ふるさと公園内の多目的広場は全面を芝生で敷き詰め、幼い子供から高齢者など幅広く利用されております。健康維持の散歩やジョギング、特にスポーツ少年団のサッカー、中高年者のグラウンドゴルフ、フライングディスクの練習やそれらの試合など、幅広く利活用されております。年に1回であります。ジュニアマラソン大会のコースでもあります。また、町内外からの保育園や幼稚園の園児や小学生の遠足でも数多く活用されております。さらには、新緑や紅葉の季節には多目的広場の景観を楽しみにしてくる方も多数おられます。これらを総合的に判断しますと、ステージを常設するという事はいろいろな角度から検討が必要と思われまます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、人材育成ということでございますが、町長おっしゃるように下郷町が好きと、地域を勉強することで下郷が好き、将来はUターンしてくれるかもしれないくらいの下郷に愛着を持っているような人々と言うとおかしいですけども、子供たちですか、子供たちを育てることに始まりまして、今現在住んでいます大人たちにも改めて下郷町というのはどういうものなのかということを考えて、それによって改めて問題意識等も持つことで町をどうすればいいのかというのが人々、町民一人一人がそういった意識を持つことでさらなる下郷町の発展、そして住みやすさに対する環境づくりの一助になるかとも思いますので、学校教育で小学校、中学校を対象にやっておりますが、これを小学校から3、4年生ということで始まっておりますが、もう少し本当に身近なところから始めていただきまして、これを残念ながら下郷町というのは高等学校というのはございませぬので、途中で途切れてしまうということもありますけれども、社会人になってもこういった公民館で歴史探訪とか、そういった講座もございました。そういったものも含めて系統立てた部分で数年間学べば下郷町というのが深く理解できるという学問としての形成というのを希望いたしますが、そういったお考えはどうでしょうか。お尋ねいたします。

それから、ジオパークの件でございます。確かに身近に磐梯山のジオパークございます。ジオパークもナショナルジオパーク、世界のジオパークと日本ジオパークと2種類ありまして、日本ジオパークのほうはすごくエリアも狭いような感じがします。ですから、町長が学術調査がされていないと、まさにそのとおりなのです。どんな発見があるかわからないわけなのです、まだ未調査ということは。例えば只見町でエコパークのときに調査しましたらば、両棲類、イモリ類ですか、新しい種が見つかったという発見もございました。植物もございました。それから、キノコ類ですか、菌類もございました。そういったものもございますので、ぜひともこういった認定に向けて学術調査に取りかかるお考えはあるのかどうか、お尋ねいたします。

それから、屋外ステージでございますが、さまざまなイベントで多目的広場は使われていて、常設ステージはそのほかの行事に邪魔になるということでございますが、例えばマラソンなどはコースを変更することでさらなる対応ができるのではないかと、特にキャンプ場の周辺なども未利用地などもございますし、そういった面でもう一度検討していただけないか、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、7番議員の再質問でございますが、人材育成についてはしっかりと問題意識を持って環境づくりをしていく考えでございます。社会人になっても、あるいは公民館事業あったとしても取り組んでいかなければならない課題だと私は思っていますので、今後とも事業推進については力を入れていきたいと、こう考えております。

それから、ジオパークの調査の関係でございますが、先ほども申し上げましたけれども、2011年に磐梯山ジオパークがございまして、認定された。そういうところの先進地の取り組みを十分に聞きながら、事例などを聞きながら、下郷町でどのようにしていったらいいのかということも検討するべきではないかと、こう考えております。

次に、野外ステージの設置の件でございますが、先ほども申し上げましたようにいろいろな角度から検討が必要と思われますので、検討させていただくようにしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問ありませんか。

○7番（猪股謙喜君） ありがとうございます。

それでは、ジオパークの件、1点について再質問いたします。このジオパーク、学術調査検討するというご返答いただきました。ありがとうございます。実はビジターセンターとか博物館とかという機能もこういった部分は含まれるわけですから、湯野上温泉の湯野上地区の地域の発展ということであれば、そういった可能性も出てくるわけですので、ぜひとも検討も早い決断を持って実行に向かうような検討をしていただけるかどうか、再々質問いたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

星學君。

○町長（星學君） 7番、再々質問の件でございますが、ジオパークの関係につきましては先ほど来申し上げています先進地の取り組みなどの事例を調査しながら取り組みについての考え方をこれからも進めていくような考え方も必要だと、こう思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはありませんか。

○7番（猪股謙喜君） なし。

○議長（佐藤一美君） これで7番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

次に、8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 8番、室井亜男、3点ほど一般質問をいたします。

最初に、高齢者の健康維持増進についてお伺いをいたします。現在町では高齢者に対する介護予防事業として、元気はつらつ教室、もうひと花教室、江川パワーアップ教室を実施しておりますが、高齢者の健康維持のために寄与されているところでありますが、これらの事業の対象となる高齢者の方々は現在何人程度おり、その中でどの程度の参加率となっているか、お尋ねをいたします。

また現在、町の高齢化率は高くなる一方ですが、もっと多くの高齢者が参加できる体制づくりが必要と考えますことから、以下の3つの点に対しお伺いをいたします。多少お金がかかっても全部の人を車両送迎できるようにしていただけないでしょうか。一部の送迎をやっているそうでございますが、全部できないものだろうか。

2つ目に、インストラクターとなる芸能人や著名人を呼ばって、一緒に運動をしたり、多くの方が参加しやすいような事業にするよう検討していただけないでしょうか。

3つ目に、今特に冬でございますので、ラジオ体操などを取り入れて防災無線で午前10時ごろ放送するなどいろんな工夫というものを私はしてみたいかなものかな。

以上、これらについて町長の考えをお伺いをいたします。

2つ目に、湯野上温泉利用の助成についてお伺いをいたします。前、健康福祉班のほうからこのような補助金はないのかということで四、五年前からこの温泉利用をつくってもらったわけでございますが、最初は1回当たり300円の補助でした。そして、やっていたら、300円のうちに入湯税が150円かかり、旅館のほうから苦情が出まして、500円に補助を値上げをいたしました。高齢者にとっては大変ありがたいものと思っておりますが、昨年度及び今年度の個人、グループごとの実績はどの程度なんでしょうか。お伺いをいたします。

実際高齢者の方々がグループで湯野上温泉を利用するとすると、部屋で休み食事をとることになり、料金も1,000円では済まず、1,500円、2,000円になってしまいます。今町では湯野上温泉活性化のため、諸計画づくりに取り組んでおられますが、地元町民に愛される温泉地となることも大切ではないかと思っております。そのため多くの町内の高齢者がもっと楽に、もっと気軽に湯野上温泉を利用できるよう、500円の補助金を値上げしてはいかがかと考えますが、町長の考えをお伺いをいたします。

また、隣の西郷村では入湯税100円の負担で入浴できるよう、利用助成券の配布を全村

民に行っております。下郷町でもこのようなことを多くの町民に愛される湯野上温泉とするためにも実施してみたいかと思いますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

最後に、広域消防署下郷出張所についてお伺いをいたします。広域消防署下郷出張所の人員が1人減となり、救急出動となった場合は事務所が誰もいなくなるということになり、救急車が戻るまでは田島の本部にある本部対応になるという話を聞きましたが、間違いはないですか。お伺いをいたします。

この経過についてご説明いただきますようお願いを申し上げます。今回の案件は、町民の人命にもかかわる重大なことと思われませんが、決定する前の話し合いの段階で我々町議会に対しての話を持ちかけるなど、町長のための判断ではなく、我々民意を問うことも必要ではなかったかと思われませんが、町長の考えをお伺いをいたします。四、五年前に各地区に消防団員に入っている人は消防団員が勤めの関係で誰もいない。広域消防署下郷出張所は、4人体制でおりまして、救急車が出ると3人乗って行って1人残る、このようなことで役場に消防自動車の配置ということをやりました。そのようなことも含めながら町長の考えをお尋ねをいたします。

以上、3点の質問をいたしますので、明快なるご答弁をお願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席8番、室井亜男議員の質問にお答えします。

高齢者に対する介護予防事業であります元気はつらつ教室、もうひと花教室、江川パワーアップ教室に係る対象者数及び参加者数、参加率等のご質問であります。元気はつらつ教室につきましては65歳以上の要介護者を除く全ての高齢者を対象としております。一次予防事業でありますことから、対象者は非常に多く、1,862名となっております。また、実参加者数は79人で、参加率は4.2%であります。平成26年度の延べ参加人数は48回の開催で1,271人となっております。江川パワーアップ教室は、元気はつらつ教室に対して江川地区の対象者の参加が非常に少ないことから、江川地区の方々のみを対象として実施しております。対象者数は225人で、参加者実人数は31人となっており、参加率は13.8%であります。平成26年度の延べ参加人数は、15回で318人となっております。もうひと花教室は、要介護者を除く65歳以上の高齢者を対象とし、生活機能アンケートの結果、要介護状態になる可能性の高い高齢者を対象とした2次予防事業であります。もうひと花教室の対象者数は419人で、参加者実人数は45人となっており、参加率は10.7%となっております。平成26年度の延べ参加人数は、30回の開催回数で660人となっております。

続いて、全部の人に対して車両送迎をとの質問でございますが、現在送迎をしております教室はもうひと花教室と江川パワーアップ教室であります。もうひと花教室につきましては、対象者が要介護状態になる可能性の高い方であることから、そして江川パワーアップ教室につきましては江川地区の参加者が非常に少ないため、江川地区限定で実施しているものでありますことから車両による送迎を実施しております。平成28年度から介護保険法の改正により総合支援事業に移行することから、これらの3つの教室を再編成することとしておりますので、送迎希望のある教室参加者につきましては車両による

送迎を検討してまいります。

続きまして、健康教室に芸能人や著名人を呼び、多くの方々が参加したくなるような事業の展開であります。現在各教室にはそれぞれの知識と技術を有するインストラクターを毎回配置し、無理のない有効な運動等を実施し、参加者の皆さんから好評を得ています。この事業は、被保険者の皆さんから保険料を徴収している介護保険特別会計で実施している事業であることを考慮しますと、現在の形態で教室を実施し、対象者の方々により多く参加していただける教室運営に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

続きまして、防災無線によるラジオ体操の放送でございますが、健康を実現することは元来個人の健康観に基づき一人一人が主体的に取り組む課題であります。しかし、個人による健康の実現にはこうした個人の力と合わせ、社会全体として個人の主体的な健康づくりを支援していくこともまた不可欠であります。ご承知のとおり21世紀における第2次国民健康づくり運動であります健康日本21では、健康に関連する全ての関係機関、団体等を初めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上と取り組みを促そうとしております。こうした観点から言えば、ラジオ体操は健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体として支援していく環境を整備するという基本的な方向性には合致しているものと言えますが、個人の意思決定という点で押しつけるものではなく、町民の賛同を得ることが重要と考えています。昨今個人の価値観やライフスタイルが多様化し、自分の年齢や体力に応じたスポーツや運動を独自に取り組んでいるのが実態であり、個人による選択を基本とし、個人の特性やニーズを十分に把握しながら、運動を効果的に推進することに配慮することが重要であります。現在町では、第5次下郷町振興計画の目標であります健やかに暮らせるまちづくりを目指すため、町民、地域、学校、行政の協働で取り組む支援となる健康下郷21計画を関係機関を初め町民代表の方々からご意見をいただきながら、今年度中の完成を目指しているところでございます。今計画については、これからの取り組みを踏まえながら近年の町民を取り巻く健康動向や健康課題の変化を捉え、町民を主役とした健康づくり運動を推進し、町民一人一人の健康保持、増進に努めてまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

次に、湯野上温泉利用券についてのご質問ですが、湯野上温泉旅館民宿を利用する下郷町高齢者ふれあい交流事業は、温泉の効用、外出機会の創出、住民との交流により高齢者の健康の維持、増進を図るとともに、介護予防を資することを目的として平成22年度より開始した事業であり、本事業も町民の皆様方から年々認知され、利用者数も増加しているところでございます。助成金の額も事業開始の22年度から25年度までは1人当たり300円としましたが、平成26年度から500円に増額したところであります。さて、本事業に対します昨年度及び今年度の実績はとの質問ですが、本事業の利用件数は65歳以上の方4名以上で利用していることから、個人での実績はありません。平成26年度の実績は、50団体で404名、平成27年の実績は2月末までの請求で32団体、242人となっており、3月は利用者が多いことから、本年度におきましても昨年度と同様程度の実績になるのではな

いかと予想しています。

助成金の額の引き上げについてはどうかとの質問であります。本事業も高齢者の皆様から認知され、1年に何度となく利用されている方もおられます。利用回数に限度がなく、制限がなく、さらには平成26年度に助成額の引き上げを行ったところでもあり、また町老人クラブ連合会を通じて実施しております敬老保養施設利用助成事業におきましても1人2,000円の助成をしておりますから、今後財政面を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

また、全町民に対して利用券助成の発行につきましてももう少し時間をいただきまして調査研究をさせていただきたいと思っております。

次に、広域消防署下郷出張所についてのご質問でございますが、広域消防署のデジタル化事業により、下郷出張所においては平成28年4月上旬から通信員の1名の削減が行われたことにより、総勢12名体制が11名となり、所長1名は日勤体制で、5名の2班体制で勤務しております。119番通報については、全て南会津消防本部による一括対応となっております。消防本部から出動要請を受けた下郷出張所職員は、緊急出動及び救急出動をしますが、5名体制で運用しているため、夜間緊急出動及び救急出動が重複する場合は職員1名減になったことにより空所となる場合もあり、その場合は下郷出張所への外線電話は本部へ転送され、来客対応については玄関口に設けられた緊急用映像つき電話により消防本部での対応となりました。

それでは、これまでに至った経緯であります。平成24年2月22日に南会津広域市町村圏組合議会におきまして、管内の新消防体制基本構想が議決され、町村職員で構成する新消防体制実施計画策定委員会や広域議会議員で構成します新消防体制議員検討委員会が組織され、何回かの会議を開きながら消防署の新体制について協議を行っています。新消防体制議員検討委員会は、平成25年2月の28日に第1回が開催され、25年6月末までに計4回開催されています。この平成25年6月の会議の件に消防署の再編に関する協議が一時休止するとされましたが、この消防署の再編にあわせた防災無線デジタル化、消防署員の人員配置見直し等についても協議がなされてきたところでありました。平成25年8月9日の第4回南会津市町村圏組合管理者会において、人員等の配置計画が了承され、8月27日の広域議会全員協議会において新消防体制実施計画のための中間報告がなされ、その内容については各市町村議会に中間報告として示されております。これら一連の経過により、このたび下郷出張所から通信員1名が削減されたことでもあります。この人員配置見直しについては、平成25年8月の管理者会、広域議会に承認されているとはいえ、町として町民の生命、財産を守るため、非常時、緊急時の連絡体制を確実に迅速に実施できるよう広域消防本部と役場間に専用電話を設置し対応策を講じているところでもありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 二、三ちょっと質問してみたいのですが、高齢者の健康維持増進に

つについては28年度から再編成するということですが、その再編成というものはもう一回具体的にどのように再編成するのか。この3つの教室があるのですが、お願いします。

もう一つは、この3つの教室で指導者というものは何人ずつ、どのような人たちがついでられるのかというようなことをお願いを申し上げます。

確かに2つ目の湯野上温泉利用の助成でございますが、老人会にも一応出しているということで、私から言わせれば4名以上ということになると2人ぐらいから出せないかどうか。2人の人が行っても出せなかったという人がいるのです。ですから、この辺をもう少し1回考えてみてはいかがなものかなと。町長のひとつ考えをお願いを申し上げます。

最後に、広域消防署でございますが、24年から基本構想検討委員会というものがあつたということで私も承知はしているのですが、この委員会には下郷から誰出たっけかな。誰か出ていたのでなかったっけかな。我々もわかりませんけれども、その辺の検討会でこの広域消防は12名体制で、南会津町が6名も出ておりますので、そちらから出るとそちらに押しまかれるという検討がございます。そういうようなことで、我々には意見が通らないところでございますが、町長、聞きたいのですが、下郷出張所の所長というものは昼間勤務である。そうすると、昼間は4名勤めている。夜は3名。これちょっと私もわからないのですが、1つ私が聞きたいのは所長がいた場合には1人余計になるのかなと。どっちがどうなのか、ちょっと私もわかりませんけれども、もう一つは定数というものは、私も広域議会に行ったときに記憶しているのですが、32名だったか、ちょっと……32名だったっけかな。ちょっと忘れてしまったけれども、その定数というものは変わりはない。そうすると、その定数の変わりがないやつを下郷出張所から通信委員というものがなくなったということになると、どこか、田島の本部が多くなったのか、または檜枝岐は1人だったのが2人になったのか。伊南村が人数が増やしたのか。ちょっと各署の出張所の一つの人数、または定数というものをちょっとわかれば教えてください。要するに私の言いたいことは、下郷だけ減らされて、よそ増えたではおかしいのではないだろうか、町長、力不足なのか、一言で言えばそういうふうにならざるを得ないというようなことになりまして、または検討委員会の委員会も弱かったのかなというようなことも……要は救急車が出動しますと3名乗っていきます。そうすると、3名しか勤めていなかったならば広域消防署下郷出張所には誰もいなくなります。では、いなくなった場合に電話がかかった場合には田島の本部に電話は行く。電話はいいでしょう。では、あそこに例えば自分のうちの人がぐあいが悪くて広域消防までピーポーピーポーというサイレンが鳴らされるのが嫌だというようなことで、あそこに自分の車で出張所に持っていく場合がある。そういうふうになった場合に誰もいない。そうした場合に誰もいなかった場合に、中に入らないと電話は通じない。では、どうするのだと、こういうふうないろんな問題が出てくると思いますので、どうすればいいのかと。あそこに救急車が出て誰もいない、そのときに火事になった場合、あそこにポンプ自動車はあるのですが、そのポンプ自動車も出れない。何の役に立つのだろうか。いろんな人命救助かつというような2つのことができるわけでございますが、火事の場合には初期消

火がやれというようなのは消防団がやるわけですが、初期消火もできないような状態にあるのではないだろうか。もう少しやはり我々がここは考えなければならない。ただお金だけがかかり過ぎるからこういうふうな状態になる。では、1人の署員を定数を増やして、前も1回あったのですが、定数を増やして、その分をみんなでまた持って、この辺を改善をするというような方法もこれからは考えなければならないのかなと、こう思います。町長の、今とりとめない話をいろいろしましたけれども、ひとつご答弁をお願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、8番議員の再質問でございますが、高齢者の関係の計画の再編成計画ということについては、担当の課長のほうから説明をさせます。

それから、指導者の人数等も担当の課長。

老人の温泉利用の関係については、これ十分に協議して、これ2名以上でも、1名では寂しいわけですから、そういうことはやっぱり必要だと私は思います。これ今やりますという返事ではないのですけれども、これは担当課長のほうに十分に話しておきます。

それから、広域議会の関係の定数に関しては、最初どういう体制になったのかというと、先ほども答弁申し上げましたけれども、5名、5名の体制です、通常は。ですから、以前も5名、5名の体制で実施してまして、そこに通信員が1名プラス、そして所長が1名やって12名体制だった。実質動くのは5名、5名の体制で動いていました。これが5名、5名の2班体制で。今回の計画では、下郷出張所と、それから只見出張所の12名、12名を11名にする。通信員をデジタル化によって本部に異動というか、削減して、本部のほうで通信をやるということで1名ずつ減っております。そして、伊南出張所に13名だったのを15名にするという案でございます。そのほかは27年4月1日から、それから再編後の28年4月1日からは86名です。定数は84名なのです。再任用で2名プラスして86名で対応しているというのが現状です。これからやはりそうした下郷町の安全、安心を図る上では、この定数の問題をこれからやはり議論していくほかないと私は考えています。ですから、25年の8月の管理者会で決定していただいたものはやっぱり尊重すべきだろうと私は考えております。ですから、その辺は私は余りタッチしません。私が町長ではなかったし、その辺はご理解いただきたいと思っておりますけれども、今後のことについてはやはりそういうふうを持っていくべきだろうと私は考えております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、介護予防事業関係についてのご質問でございますが、どのように再編成するのかというご質問でございますが、先ほど申しました町長が答弁されましたように全高齢者を対象とした1次予防と、介護になる確立が高い高齢者を対象とした2次予防事業を一緒にしまして、元気はつらつ教室ともうひと花教室を合体した形の教室に取り組んでいきたいという考えでございます。

どういうふうな講師、インストラクターがいるのかということで、これにつきまして

は栄養、体操、口腔といろいろな中で事業を実施しておりますが、口腔に関しましては佐藤医院の佐藤正文先生にお手伝いをいただきながら歯のことについて学ばせていただいております。

あと、スポーツ関係でございますが、公認スポーツプログラマーという方が1名、介護予防運動指導員という方が1名、あと看護師が1名、あとこれとは別に夏場町民プールを利用して水中サロンというのを実施してございます。これにつきましては、スイムインストラクターという方がおまして、この方に依頼して実施しております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

○8番（室井亜男君） ありません。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（室井亜男君） なし。

○議長（佐藤一美君） これで8番、室井亜男君の一般質問を終わります。

間もなく昼食の時間となりましたが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力お願い申し上げます。

次に、10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 皆様、こんにちは。議席番号10番の星輝夫でございます。今回も一般質問をさせていただきます。今回は、2項目ほどございまして、1つ目に国道289号線と国道121号線の交差点改良の進捗状況について。2つ目に、高校生による会津鉄道利用者への通学費の補助について、この2点を通告どおり一般質問をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

1番目、国道289号線と国道121号線交差点改良の進捗状況について。平成20年9月21日に念願の甲子トンネル開通により、本町に新しい風が流れ込んできました。それにより、本町が目指した交流人口が大幅に増えたことは喜ばしいことと思います。これからまだまだ本町を訪ねる人は増えると予想されますが、なぜならば本町は会津観光の分岐点だからです。只見方面、若松方面、会津高田方面、その先の坂下、柳津、または喜多方方面にも観光ルートとしての役割を担っている町です。国道289号線と国道121号線交差点における下郷会津本郷線の改良計画の進捗状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

2番目、高校生の会津鉄道利用者への通学補助について。本町には、現在多くの高校生がおり、会津若松市や南会津町へ会津鉄道を利用して通学しているようですが、中には学校の寄宿舎生活、または下宿をし、通学している高校生もいるようです。これらの高校生に対しては、通学費補助を設けている自治体が多数あり、三重県鳥羽市では下宿費も補助していると聞きます。町長さんは、小学校入学祝金や小中学校給食費補助を公約として実現までされ、小中学生の保護者は大変喜んでおりますが、町内に高校がない現状を踏まえて、少し対象を拡大してはいかがでしょうか。これからの下郷町を担う高校生、そしてその両親の負担を少しでも軽くしたい、そんな思いから高校生まで手を差し伸べたらと思うのですが、町長さんにはその考えはないでしょうか。答弁のほど、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号10番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

国道289号と国道121号交差点改良の進捗状況についてでございますが、林中地区の県道、下郷会津本郷線の改良計画につきましては、現交差点から水抜地域にかけて道路幅員が狭小区間が多く、危険が伴うことから、国道121号と国道289号の交差点からのバイパス事業について本路線の改良促進規制同盟会や南会津建設事務所との事業調整会議等で早期の着工などについて要望を続けているところでございます。ご存じのとおり、県道事業につきましては県所管の事業であり、現在の進捗状況等について町は回答する立場ではありませんので、申し上げることは差し控えたいと思います。今後とも早期の着工に向けて要望活動等を行ってまいりますので、議会の皆様のご協力をひとつお願い申し上げます。

次に、高校生の会津鉄道利用者への通学補助についてのご質問であります。本町における高校在学中の生徒数は学校基本調査によりますと高校1年生が51名、高校2年生が62名、高校3年生が46名、計159名となっております。ご質問の中にもございましたが、ご存じのとおり本町に高校がないため、鉄道などを利用して通学しているのが実情であります。進学先においても会津管内にとどまらず、自分の夢をかなえるために郡山市の私立高校尚志高校や、秋田県にある私立高校明桜高校への進学をされている生徒もございます。そのような中、町といたしましては現在義務教育に在籍している児童生徒393名に対しまして遠距離通学費等児童生徒通学費補助金や学校給食費補助金、小学校入学祝金事業などを展開し、保護者の経済的な負担軽減策を取り組んでまいりました。また、高校や専門学校、大学進学時には下郷町育英資金貸付基金条例により、無利子での貸し付けを行い、教育における保護者の経済的な負担の軽減を図るとともに、下郷町の将来を担う人材育成に向けた取り組みを行ってきているところでございます。今後とも充実させる継続していく考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 10番の星でございますけれども、1番目の国道289号線と国道121号線の交差点の改良進捗状況で今町長さんの答弁があったようにあの場所は町長さんの隣、ご存じだと思うのですが、なぜできないのか。要望していると聞いたのですけれども、私もあそこに数回足をあのうちにあの通りを歩いてみました。そしたら、12月に県のほうの職員が来て、そして話をしていたと。しかし、同意には至らなかったと。なぜそのときに町の職員もいなかったのでしょうか。町長さんは、今後自らあその場所を何とか改良するという、そういった気持ちはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、2番目の高校生の会津鉄道の利用者への通学の補助でございますけれども、

私は高校生というのは下郷町にとって宝だと思うのです。なぜならばやがて将来を背負って行く、そういった人材です。あの北海道の夕張市、財政破綻したところ、あそこでも通学援助しております。そうした観点からも、今回の予算書を見たのですけれども、あるところに1億、また今後あるところに何億というお金が出ると思うのですけれども、やはりそういったところに生活に密着したところに補助を出してもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星輝夫議員の再質問でございますが、本郷線というのですか、下郷会津本郷線の改良、121号の交差部分から水抜の部分までを指しているのではないかと思いますけれども、このことについては先ほども申し上げましたけれども、県の事業で、県の所管の事業です。ですから、私がここでどうのこうのという発言はやっぱり控えるべきだと、こう考えております。ただ、県から相談があった場合は、それは協力体制はとっていくということにしておきたいと思っております。

次に、通学費の補助でございますが、やはり議員がおっしゃるとおりのことは十分承知してはおりますけれども、今回答したように下郷町育英資金貸付基金条例あるいはそういうことで充実させていくということで今申し上げましたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問ありませんか。

○10番（星輝夫君） はい、ありません。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○10番（星輝夫君） ありません。

○議長（佐藤一美君） これで10番、星輝夫君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第2 議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算

日程第3 議案第37号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第38号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第39号 平成28年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第40号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第7 議案第41号 平成28年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第42号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算

○議長（佐藤一美君） この際、日程第2、議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算の件から日程第8、議案第42号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの件7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中

に各常任委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても、各常任委員会に付託の後、詳細に行いますので、これからの質疑は過般町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第1項の規定により、議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算及び議案第42号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の2件を総務文教常任委員会に、議案第37号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計予算から議案第41号 平成28年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの5件を産業厚生常任委員会に、それぞれ付託し審議いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算及び議案第42号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の2件を総務文教常任委員会に、議案第37号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計予算から議案第41号 平成28年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の5件を産業厚生常任委員会に、それぞれ付託し審議することに決定しました。

日程の追加

○議長(佐藤一美君) お諮りします。

過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情及び産業厚生常任委員会に付託の陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件、2件につきましては、先般3月2日に開催されました各常任委員会において審議を終了し、その結果について各常任委員会より、請願・陳情審査報告書の提出がされております。この件につきましては、去る2月29日開催の議会運営委員会で協議したところ、一般質問終了後直ちに日程に追加し議題とすべきである旨の話がなされておりますので、議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題に追加することに決定いたしました。
追加日程を配付します。

(資料配付)

○議長（佐藤一美君） 追加議事日程の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（佐藤一美君） これから追加日程第1 請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情及び産業厚生常任委員会に付託の陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の2件について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤勤君。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） 総務文教常任委員会委員長の佐藤勤でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、平成28年3月2日。件名、陳情第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情であります。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、平成28年3月2日。出席委員は、山田武君、佐藤孔一君、星政征君、佐藤一美君、そして私であります。欠席委員は、星正延君でありました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 次に、産業厚生常任委員長、佐藤盛雄君。

○産業厚生常任委員長（佐藤盛雄君） 産業厚生常任委員会委員長の佐藤盛雄でございます。

皆様のお手元に配付しております請願・陳情審査報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第89条第1項の規定によりご報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、平成28年3月2日。件名、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、趣旨採択すべきものと決定いたしました。審査日、平成28年3月2日。出席委員は、星輝夫君、室井亜男君、星嘉明君、猪股謙喜君、小玉智和君、佐藤盛雄の6名でございました。欠席委員はありませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

ご訂正申し上げます。先ほど審査結果のところ趣旨採択と申し上げましたが、採択

すべきものと決定したというふうに訂正をお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情についての件は採択することに決定しました。

これから陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件は採択することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は3月10日であります。議事日程並びに3月8日、9日に審議されます各常任委員会の説明者分担表を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。（午後 0時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月7日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成28年第1回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成28年3月2日			
本会議の会期	平成28年3月2日から3月10日までの9日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成28年3月10日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	閉会	平成28年3月10日	午後3時25分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
欠席議員	なし			
会議録署名議員	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 五十嵐 正俊	参事兼税務課長 室井孝宏
	町民課長 星 昌彦	健康福祉課長 渡部善一	産業課長 佐藤 壽一	建設課長 室井一弘
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会教育長 渡部岩男	教育次長 星 修二	代表監査委員 渡部正晴
	農業委員会会長 渡部和夫	農業委員会事務局長 湯田真澄	事務局長 大竹義則	書記 荒井康貴
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書記 大竹浩二			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成28年第1回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成28年3月10日（木）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第9号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 下郷町過疎地域自立促進計画の策定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 下郷町行政不服審査会条例の設定について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 下郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の設定について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第19 | 議案第19号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第20 | 議案第20号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第21 | 議案第21号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第22 | 議案第22号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第23 | 議案第23号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について |

日程第 2 4	議案第 2 4 号	下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第 2 5	議案第 2 5 号	下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について
日程第 2 6	議案第 2 6 号	下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について
日程第 2 7	議案第 2 7 号	下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について
日程第 2 8	議案第 2 8 号	町道の路線変更について
日程第 2 9	議案第 2 9 号	平成 2 7 年度下郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 0	議案第 3 0 号	平成 2 7 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 1	議案第 3 1 号	平成 2 7 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 2	議案第 3 2 号	平成 2 7 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 3	議案第 3 3 号	平成 2 7 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 4	議案第 3 4 号	平成 2 7 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 5	議案第 3 5 号	平成 2 7 年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 6	議案第 3 6 号	平成 2 8 年度下郷町一般会計予算 （総務文教常任委員会報告）
日程第 3 7	議案第 3 7 号	平成 2 8 年度下郷町国民健康保険特別会計予算 （産業厚生常任委員会報告）
日程第 3 8	議案第 3 8 号	平成 2 8 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算 （産業厚生常任委員会報告）
日程第 3 9	議案第 3 9 号	平成 2 8 年度下郷町介護保険特別会計予算 （産業厚生常任委員会報告）
日程第 4 0	議案第 4 0 号	平成 2 8 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算 （産業厚生常任委員会報告）
日程第 4 1	議案第 4 1 号	平成 2 8 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算 （産業厚生常任委員会報告）
日程第 4 2	議案第 4 2 号	平成 2 8 年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算 （総務文教常任委員会報告）

- 日程第 4 3 議員提出議案第 1 号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について
- 日程第 4 4 議員提出議案第 2 号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について
- 日程第 4 5 議員提出議案第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 追加日程第 1 町長提案理由の説明
- 追加日程第 2 議案第 4 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第 3 議案第 4 4 号 教育委員会委員の任命について
- 散 会
- 閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第9号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤一美君） 日程第1、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第9号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 議案第1号、専決第9号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

新旧対照表によりご説明いたしますので、対象表の1ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正は、平成28年12月の税制改正大綱において個人番号の取り扱いにおける手続の一部を見直す方針が示されたことから、1月1日から実施予定でありました未施行部分を再度改正するため、専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、平成27年12月議会に議案第71号としてご議決いただきました条例の再改正でございます。右側の改正前の中ほどのアンダーラインの箇所、「又は名称、住所」以下の内容には個人番号と法人番号の利用規定がございますが、そこから左側の改正後は個人番号の利用を削除するものでございます。その下の箇所につきましても同様の改正でございます。これにより、町民税の減免及び特別土地保有税の減免申請から個人番号の利用がされなくなっております。

附則によりまして、この条例の施行日は平成28年1月1日からの施行という形になります。

以上、専決第9号につきまして地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成27年12月28日専決処分いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第9号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号 下郷町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（佐藤一美君） 日程第2、議案第2号 下郷町過疎地域自立促進計画の策定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） おはようございます。議案第2号 下郷町過疎地域自立促進計画の策定についてをご説明させていただきます。

このたび過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、下郷町過疎地域自立促進計画（案）を策定いたしましたので、議会の承認を得たく提出したものであります。本計画は、福島県の指示に基づき、県と協議しながら原案を策定したものです。

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間で、内容につきましては全員協議会の場におきまして説明させていただきましたので、省略させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 全協の後、よく見直しまして、ちょっと文言で16ページのこの表の、表から数えて表の上の5行目ですか、「資源や各施設のルート化」というのを、これ周遊化と言いかえたほうが良いような気が後から気がついたのでありますが、その部分と、それから湯野上に係るレクリエーション施設、多目的の部分で、観光またはレクリエーションということの多目的施設の事業名なのですが、これにつけ加えることのリハビリテ

ーションというのを入れて、もっと可能性を広げたような文言の表現はいかがかと思い、ご質問いたします。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 観光施設のルート化のところを観光施設の周遊化というふうに訂正して……

（「提案です」の声あり）

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 観光面の整備化だけでなく、その部分ですけれども、これにつきましては内容等の充実ということで検討させていただいて、正式になりましたものはきちんと皆様にご報告させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 結局、今言ったようなことが、例えば後で訂正したやつを結局我々に提示するというだけではおかしいでしょう、やっぱり。議会で今通すわけですから。そうでしょう。そうすると、文言が変わってきたやつを今度もう一回議会かけるわけ。だから、そういうことではなく、やっぱりそれをちょっと10分ぐらい休憩して、それをばつとやって、こうこうこういうふうにします、こういうふうにしません、原案のとおりですよというようなことをしないとおかしくなってしまうでしょう。やり方ですけども、私の言っていることは。今例えば通して、後で文言を直した。そうすると、我々に提示するのが今度別なものになってしまうでしょう。だから、それはちょっとまづいのではないかなというルールのやり方ですけども。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君、答弁を求めます。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 7番議員からのこの文章の中における充実化ということであるかと思いますが、ルート化、日本語にすると周遊化という形になるということで、私的に同じ文言の改正というふうに理解したものですから、検討させていただきますということでお答えしたものでございまして、文言が変わるということできちんとそこで議会の議決を得なければならないと8番議員さんのご指摘でございますが、その辺につきましては今では若干時間をいただいて調整させていただきます。

（何事か声あり）

○議長（佐藤一美君） それでは、暫時休憩します。（午前10時10分）

○議長（佐藤一美君） それでは、再開します。（午前10時11分）

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 今回のこの過疎計画の案につきましては、今ほど7番議員からありましたけれども、この文言のままで活かさせていただいて、これ毎年見直し等もございまして、その時点で改正した場合にはご提示申し上げるということにさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 下郷町過疎地域自立促進計画の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3	議案第 3号	農業委員会委員の任命について
日程第 4	議案第 4号	農業委員会委員の任命について
日程第 5	議案第 5号	農業委員会委員の任命について
日程第 6	議案第 6号	農業委員会委員の任命について
日程第 7	議案第 7号	農業委員会委員の任命について
日程第 8	議案第 8号	農業委員会委員の任命について
日程第 9	議案第 9号	農業委員会委員の任命について
日程第 10	議案第 10号	農業委員会委員の任命について
日程第 11	議案第 11号	農業委員会委員の任命について
日程第 12	議案第 12号	農業委員会委員の任命について
日程第 13	議案第 13号	農業委員会委員の任命について

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第3、議案第3号 農業委員会委員の任命についての件から日程第13、議案第13号 農業委員会委員の任命についての件まで11件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第13号までの11件については議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番(室井亜男君) まず、全体的に平均年齢はどのぐらいになっているのか。

それと、きょう決まった場合に任期というものは何年なのか。3年なのか、4年なのか。

この中で自分で個人で推薦をして出た人はいるのかいないのか、これだけお聞きします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

農業委員会。

○農業委員会事務局長(湯田真澄君) 平均年齢でございますが、11人の平均のほうは算定してございませんが、56歳から71歳までの年齢層の方ということでご回答いたします。

あと、任期でございますが、3年でございます。4月1日より3年間ということでございます。

あと、個人で応募された方ということでございますが、落合の星正喜さん、この方につきましては応募ということで1人でございます。

以上です。

○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第3号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 下郷町行政不服審査会条例の設定について

日程第15 議案第15号 下郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の
交付に係る手数料に関する条例の設定について

日程第16 議案第16号 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定について

日程第17 議案第17号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定につ
いて

○議長(佐藤一美君) この際、日程第14、議案第14号 下郷町行政不服審査会条例の設定
について、日程第15、議案第15号 下郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写
し等の交付に係る手数料に関する条例の設定について、日程第16、議案第16号 下郷町
情報公開条例の一部を改正する条例設定について、日程第17、議案第17号 下郷町個人
情報保護条例の一部を改正する条例の設定についての件まで4件を一括議題といたしま
す。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 議案第14号 下郷町行政不服審査会条例の設定につ
いてをご説明申し上げます。

本条例の設定につきましては、平成26年6月行政不服審査法が全部改正され、平成28年
4月1日施行となることから、法の規定に基づき所要の整備を図るものであります。

行政不服審査に係る制度の改正概要につきましては、全員協議会においてご説明させ
ていただきました。今回の法改正の大きなポイントは、行政不服審査申し立ての採決に
あっては、1点目が第三者機関で構成する審査委員会の設置が義務づけられたこと、2
点目が審理員と呼ばれる処分に関係しない職員でもって審理する制度が導入されたこ
と、3点目が審理期間中、審査請求人等は審査に係る書類や資料の閲覧または交付を審
理員及び審査委員会に請求できること、4点目が今ほど申しあげました3点目の書類の
交付に係る手数料については条例委任とされたことであります。この4点が法に規定さ
れました。

それでは、16ページをお開きいただきたいと思います。今ほど申しあげましたポイン
トの1点目、町の諮問機関として下郷町行政不服審査会を設置し、その運営について定
める条例の設定であります。第1条が本条例を設定します趣旨となります。今ほどご説

明申し上げたとおりであります。

第2条では、下郷町行政不服審査会の設置については、不服申し立てがなされ審査会にかけなければならないときにのみ設置するという規定であります。これにつきましては、本町においては早々申し立て事案があるとは想定されず、法第81条第2項の規定、地方公共団体は不服申し立ての状況に鑑み、条例の定めるところにより審査委員会を置くことができるとの規定から、事案が出た場合に審査委員会を置くとしたものであります。

第3条は、審査委員の数は5名という規定であります。

第5条第1項は、町長による委嘱。第2項は、第2条でも申しあげました不服申し立ての状況に鑑み、委員の選任は1審議ごとに行うとしたところであります。第3項、4項は委員の服務規定となっております。

第5条及び第6条は、委員会の運営規定となっております。

第7条におきまして、審査会の審査審議手続について必要があれば審査会において定めることができる規定です。

附則において、本条例の施行日は平成28年4月1日とし、今回の行政不服審査法の改正に伴い、改正が必要となりました町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ほか2本の条例につきましても法規定により不服申し立てを審査請求と文言の訂正を行い、適用条項の改正を行ったところであります。その関係が新旧対照表の2ページから4ページの部分となります。

また、地方公務員法と関係法令の本文の改正から必要となる職員の給与に関する条例等の改正につきましては改めて議案として提出していますことをご了解願いたいと思います。

以上が下郷町行政不服審査会の設置に係る条例の説明であります。

次に、議案第15号 下郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の設定についてであります。本条例の設定につきましては先ほど制度改正のポイントの4番目になります。審査請求人等から請求されます書類または資料の交付に係る手数料について定める条例の設定であります。

19ページをお開き願いたいと思います。第1条は、本条例を設定します趣旨の規定であります。

第2条及び第3条で書類等の写しの交付に係る手数料の額については、別表で定めるとしてあります。第2条の見出しは、提出書類等の写しとなっております。第3条の見出しが提出資料の写しとなっておりますが、これは法において審理員または審査庁にあるデータは審査書類、審査委員会に提出されたデータは審査資料と文言の使い分けを行っていることにより条を分けて規定したものであります。

議案書の20ページです。先ほど言いました第2条、第3条に定める別表であります。紙媒体と電磁的記録媒体の別はありますが、白黒コピーの場合は1枚10円、カラーコピーの場合は1枚50円とするものであります。この額につきましては、町の情報公開手数料と同額としたものであります。

戻っていただきまして、第4条になりますが、第4条は経済的困難者に対します減免規定となっております。第1項では、交付請求1件につき2,000円を限度とする減免規定となっております。第2項、第3項は、減免に係る申請手続の方法について規定したものであります。第4項は、法の規定により教育委員会等の行政委員会においては審理員を置かず、直接審査庁となり、審理できる規定となっており、また審査請求人が希望しない場合は審理員を置かなくてもよい規定となっておりますことから、本条例の第4条第1項及び第2項に規定の審理員とあるのは審査庁と読みかえる読みかえ規定です。第5項は、これも法の読みかえ規定によりまして、第1項から第3項にあります審理員とあるのは第3条規定の審査委員会とも読みかえることができる規定であります。

附則において、本条例の施行日は平成28年4月1日と規定したところであります。

以上で下郷町行政不服審査法の写し等の交付に係る手数料に関する条例の設定についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第16号 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。本条例の大きな改正点は、行政不服審査法制度改正の概要でもご説明させていただきました地方自治法第138条の4第1項及び第3項に規定します機関、教育委員会等の行政委員会及び町が条例で定めた諮問機関であります。これがある場合はこれを適用しない適用除外規定となっております。改正します下郷町情報公開条例第17条には、既に下郷町情報公開審査会を諮問機関とする規定がありますので、法のただし書きを運用し、審理員を置かない適用除外の規定を設けるものであります。その他の改正につきましては、審査請求手続において法の改正条文に合わせる所要の改定となっております。

新旧対照表の5ページをお開き願いたいと思います。第13条の改正であります。法改正では審査請求人の保護を図るとともに、情報公開にあつては第三者の保護につきましても規定づけがなされたところであります。本条例改正前、右側部分になりますが、第三者保護に関する手続についてであります。1項のみだった条文は改正後、左側、第1項から第3項まで規定され、第三者の保護に配慮しつつも公益上必要不可欠な場合においては第三者の情報を開示し、その場合における必要な措置を規定したものであります。第1項は、開示される文書に行政機関及び資料請求者以外の情報が存在する場合は第三者と捉え、開示に当たっては通知して意見の機会を与えることができると、これは右側の条文と同じ、改正前と同じとなっております。

第2項は、情報を開示する場合の特例規定、生命、財産、健康を保護する場合と公益上特に必要がある場合には特例措置が設けられていますが、その場合でも開示する場合には第三者に必ず通知し、意見書の提出の機会を与えなければならないとされたことですが、第3項は第2項の通知において第三者から不開示、開示しないでくださいとの意見があった場合においても開示する場合であります。その場合は、開示の決定日、開示を実施する日、その理由を記して再通知し、一定期間を置けば開示できるという規定であります。

第16条が先ほどご説明いたしました法第9条ただし書きの規定により本町の情報公開

においては町情報公開審査会の設置規定がありますから、審理員等を置かない適用除外規定であります。

次のページに行きまして、改正前の見出し、不服申し立てがあった場合の手続であります。改正後は新たに第16条の2、審査会への諮問等、第16条の3、諮問した旨の通知、第16条の4、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続とその審査請求に係る事務手続について詳細に規定したものであります。

第18条につきましては、文言の改正が主なものとなっております。

議案書23ページに戻っていただきまして、附則において本条例の施行日は平成28年4月1日としたところであります。

以上が下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定についてであります。

次に、議案第17号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定についてありますが、この条例につきましても大きな改正点は先ほどご説明いたしました審理員等による審査手続の適用除外規定を設けたこととあります。その他の改正につきましては、法にあわせました文言の改正と条ずれによる条の改正となっております。

新旧対照表の8ページをごらんいただきたいと思います。第15条の6項につきましては、条ずれによる適用条項の改正です。改正後の第22条が今ほどご説明いたしました審理員等による審査手続の適用除外規定となっております。

第22条の2は、審査委員会への諮問事項には審査請求に係る不作為があった場合も対象となる規定です。ただし、次のページの第1号及び第2号に規定する場合は適用除外とするという規定であります。

なお、改正します第2号は、改正前の第2号及び第3号を統合し、さらに利用停止決定等についても追加したものとなっております。第2項は、文言の改正、第3項は指紋時における添付書類の明確化を図ったものであります。

第22条の3からは、条ずれによる改正と文言の改正となっております。

以上が下郷町個人情報保護条例の一部改正となっております。

施行日につきましては、平成28年4月1日。

以上、行政不服審査法の全面改正に係る条例の設定並びに条例の一部改正についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 質問いたします。

行政不服審査法に基づいて審判請求がなされた場合、第三者委員会を5名以内でつくるといっていますが、この中には法律行政に関してすぐれた見識を有する者ということで、要するに法律的な解釈のできるそれでの有識者というのが例えば町内にいない場合、町外の弁護士とか、あるいは司法書士とか、そういう者を委任するのか、その辺。

それから、行政にすぐれた見識のあるという者をどういう形で選任するのか、ひとつ伺います。

また、この行政不服審査に関してどのようなものが想定されるのか。この今説明を受

けた法律の条項を見ますとなかなか難しく、かなり我々では解釈できない点もあるのですが、どのようなことが想定されるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 審査委員会の委員の資格であります、これにつきましては今ほど5番議員からありましたように法に精通している者ということですので、町には顧問弁護士等も依頼してございますので、その辺の方にも入っていただき、今考えていますのは町のOBの方々等について委員会を構成したいというふうに考えております。なお、説明で申し上げましたとおり事案が出た場合のみでございますので、ご了解願いたいと思います。

どのような場合が想定されるのかということですが、町からは書類等において通知においてこの決定に不服がある場合は60日以内に申し出てくださいという通知が皆さんのところにも、例えば税の納税通知書等にも書かれています。当然その税額に不服がある場合は、税務課のほうに来て何でこういう税額になったのだという問い合わせがあると思いますが、そのときにその説明において納得しない場合等においては、今までは不服審査申し立て、今度変わりました審査請求申し立てということになります。そういう場合が想定されます。その場合に税務課に関係ない職員でもってその審査請求を出された人の意見を聞き、税務課等の意見を聞きながら判断していくという流れになります。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 先ほど総務課長から地方公務員法の改正に伴って、また所要の改正をなされるという話ですが、そうしますと地方公務員に係る身分に関する事で、例えば懲戒審査がなされた場合、そういうものに対する異議申し立てとか、あるいは今よくありますパワーハラスメント等による不当労働行為とかあった場合にもこういう審査に該当するかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

五十嵐総務課長。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 職員に対する処分関係でございますが、これにつきましては県の人事委員会のほうに委任しておりますので、そちらでの審議ということになると思います。パワハラも同様でございます。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） そうしますと、先ほど地方公務員法の改正に基づく所要の措置をするというのがどうかかわりで地方公務員法の関係となるのか、その辺がちょっと理解できなかったものですから、よろしくお伺いします。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君、答弁を求めます。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 済みません。この行政不服審査法に基づく町条例の改正、新旧対照表の2ページ、下郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び下

郷町税条例もまた後から出てきますが、あと職員の給与に関する条例、これにつきましてはこの審査会の設置条例の中においてこの条例を直し、地方自治法の本文の改正についてはまた改めて議案として提出しているということを申し上げたわけでございます。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 1つだけ聞いてみたいのですが、下郷町個人情報保護条例の一部を改正する。これ私も読んでも余り納得いかないか、わからないのですが、マイナンバーも出てきたし、役場では我々の住所、誕生日、全て百も承知であるわけで、これから役場内から我々のマイナンバーが当たり、こういうふうな問題が起きてくるのではないだろうかというようなことが考えられるわけでありますが、もう一度総務課長、この保護条例でどのようなことが想定されて出てくるのか。一部を改正するのは、もう少し具体的にどこをどう改正するのか。マイナンバーというものをちょっとよく教えていただきたい。初めてな言葉で、去年の12月からですから、ちょっとわからないところあったら教えてください。マイナンバー。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） コマーシャルでやっていますが、マイナンバー制度が導入されましたということで、このマイナンバーは個人、国民一人一人に与えられた番号であります。皆様のほうにも通知カードが届いて、その後手続なされた方もいるでしょうし、まだ手続をなされていない方もいると思います。下郷町が今ほど8番議員がおっしゃるように個人の住所、氏名あるいは医療機関にかかった情報とか、そういったもろもろの個人情報に番号をつけて整理しようというのがこのマイナンバー制度の概要でございます。この今ほど申し上げました下郷町の個人情報保護条例の一部を改正する条例、これにつきましては先ほど申し上げました行政不服審査法に基づく審査委員会あるいは審査庁と呼ばれるもの、これにつきましては下郷町の個人情報保護委員会がございまして、そちらに委任するという今回の改正でございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

○5番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 下郷町行政不服審査会条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 下郷町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 日程第18、議案第18号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 議案第18号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてをご説明させていただきます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正により条例の改正が必要となりました関係条例について、第1条から第4条までとして所要の改正を行うものであります。

新旧対照表によりご説明いたします。11ページをごらんいただきたいと思います。

第1条が職員の分限に関する条例であります。これにつきましては文言の改正となっております。

第2条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例と、第3条の職員の特殊勤務手当に関する条例につきましては、法の条ずれによる改正であります。

第4条、12ページになりますが、下郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、任命権者が町長に報告しなければならない事項として、新たに第2号、職員の人事評価の状況、第5号、職員の休業に関する状況、第8号、職員の退職管理の状況が追加され、第6号を第9号として職員の研修及び勤務成績の評定の状況を職員の研修状況に改める内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 日程第19、議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案についての議案の説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正及び福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告及び県の取り扱いに準じ給与月額及び勤勉手当の支給割合等において所要の改定を行うものであります。

新旧対照表13ページをお開き願いたいと思います。第1条の改正は、地方公務員法第

24条第2項が削られたことにより、6項を5項とする改定であります。

第4条の改正は、法第25条第3項において等級別基準職務表は条例で定めるとの規定がなされたことから、本条例にその規定を追加し、あわせて新旧対照表17ページにあります等級別基準職務表を別表第2として追加したところであります。

戻っていただきまして、第20条第2項第1号の改正は福島県人事委員会勧告及び県の取り扱いに準じ6月期と12月期に支給される期末手当の算定基準額に乗ずる割合をそれぞれ100分の5引き上げ、勤勉手当に配分するものであります。

14ページの第2項の改正は、再任用職員についての規定であります。

附則の9につきましては、給与の減額支給者に対する割合を改定する規定となっております。

また、15ページからの給料表の改定につきましては、若年層に重点を置きつつも全ての号給が引き上げられた内容となっております。

なお、議案書30ページに戻っていただきまして、附則の2にありますように本規定の運用は平成27年4月1日からの適用となっているところです。

以上が職員の給与に関する条例の一部改正内容であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） この条例が可決されれば27年の4月1日にさかのぼるといふことですが、4月1日にさかのぼって、総合計で職員全体でどのぐらいの増額になるのか。最高の人とはどのぐらいになるのか。そこまで計算はしていなかったらということですが、27年の4月1日から適用すると、こういうことですので、さかのぼると、こういうことを解釈をするわけですね。教えてください。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 大変申しわけございませんでした。その資料を手持ちにございませんでしたので、後からご提示申し上げたいと思います。

なお、最高の人で幾らかということではありますが、最高で約9万円ぐらいの額という支給になります。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ですから、私前も行政改革のところでちょっと申し上げましたけれども、やっぱりこれから課長になる人たちの課長補佐というものを班編成をしながら、議会傍聴というものも兼ねながら、助手として脇にやっぱりつけておくというのも一つの方法なのかと、参考までに申し上げます。

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩いたします。(午前11時04分)

○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午前11時15分)

総務課長より発言を求められておりますので、許可します。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 今回の給与改定に基づきます給与及び期末手当分として、職員分としては総額で85万5,428円という額になってございます。

なお、個人では8万5,543円ということでございます。よろしく申し上げます。

日程第20 議案第20号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第21 議案第21号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 次に、日程第20、議案第20号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について、日程第21、議案第21号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件まで2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 議案第20号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明申し上げます。

37ページをお開き願いたいと思います。本文の中ほどやや上、「第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める」とありますように、福島県人事委員会勧告及び県の取り扱いに準じ、6月期と12月期に支給され

ます期末手当をそれぞれ100分の2.5ずつ引き上げる改正であります。

新旧対照表での説明は省略させていただきます。

県の取り扱いにより、附則において平成27年12月1日からの適用とし、12月の支給する割合を100分の162.5に改める規定となっています。

以上が議会議員の議員報酬、期間手当及び費用弁償に関する条例の一部改正内容となります。

次に、議案第21号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議会議員の皆様と同様に町長等の期末手当につきましてもそれぞれ100分の2.5ずつ引き上げ、附則において適用年月日を平成27年12月1日とするものです。詳細な説明については省略させていただきます。

これで議案第20号及び議案第21号の説明を終わりたいと思います。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） まず聞きたいのは、我々の議員の報酬上げたり、町長の報酬を上げたりする場合には特別報酬審議委員会というものを開いて、そこで決定したものを結局出てくるわけでございますが、今回のこの期末手当、議員の報酬を上げる場合にはそういうような報酬審議委員会というものはかけなくていいのかどうか。やっぱり私はかけるべきではないだろうか。かけないでやった場合に、我々単独で我々議員がお金をもらうために議会で決めて、今選挙中でございますが、なおさらのこと、何だ適当に上げているのかなと、こういうふうに言われても私も恥ずかしい状態でございますが、そういうようなことはやる必要ないのかどうか。

もう一つは、議員1人頭どのぐらい値上がり、全体でどのぐらいの総合計になるのか、ひとつお尋ねをいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） この報酬の引き上げですが、これにつきましては県の人事委員会勧告に基づくものでありまして、それに基づいて引き上げたものです。これまでの慣例によりまして、この県の人事院勧告に基づくものについては報酬審議会を開かないで改定していたということで答えさせていただきます。

また、この改定により議員1人頭につきましては1万2,800円程度となります。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 特別報酬審議委員会というものの条例があると思いますが、その中でこういうふうな県の人事委員会勧告に基づいた場合にはやらなくていいということをかかっているのかどうか。ただ総務課長が慣例でやらないということになった場合に、我々慣例ということはどのようにしてなったのかということで町民に対して議員の報酬1万2,800円上がったよと、これから出るわけでございますが、そういうようなことの人事委員会勧告のため開かなくてもいいという何か根拠というものがあつたのかどうか、あつたなら教えていただきたい。

- 議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君、答弁を求めます。
- 参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 下郷町の特別報酬審議会にそのようなかけなくてもよい規定があるかということにつきましては、その規定はございません。ただこれまで人事委員会勧告に基づくものにつきましては審議会を開かないで上げてきたところであります。これは、これまでもずっと以前はそうでした。審議会を開く場合には、あくまでも議員の報酬月額を改定する場合等においては審議会を開いて審議するということになってございます。
- また、今回の引き上げにつきましては、その月額報酬ではなくて期末手当等の率の改正でございますので、審議会は開かないということで改定させていただきました。
- 議長（佐藤一美君） いいですか。
- 8番（室井亜男君） はい。
- 議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。
- 5番（佐藤盛雄君） 議員の期末手当の100分の160から100分の162.5ということで、これは2月から施行するというので、1万2,800円ほど値上がりするという今の答弁いただきましたが、議案21号、町長は給与を半分にしてございますが、ちなみに町長の期末手当のアップ分はどれだけになるのか。あわせて、この議案に関連ではありませんが、参考として三役、副町長並びに教育長はどの程度か、個人情報に支障がなければお示し願いたいと思います。
- 議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。
- 総務課長、五十嵐正俊君。
- 参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 特別職等の値上げはどのくらいかというご質問でございますが、町長、副町長、教育長含めまして今回の補正として上げさせていただきました5万7,000円が3人分のアップでございます。
- 議長（佐藤一美君） いいですか。
- 参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 失礼しました。5万7,000円は町長、副町長分、教育委員会教育長につきましては……町長、副町長が5万7,000円ですので、それを超えない額となります。町長減額になっていきますので、若干ちょっと教育長のほうがこの補正につきまして減額になっていきますので、その額が若干出ておりませんので、ご了解願いたいと思います。
- 議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。
- これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。
- これで討論を終わります。
- これから議案第20号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 日程第22、議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。

このほど農業委員会制度が改正され、公募による農業委員、農地利用最適化推進委員が選任され、または選任されることになっています。この新たな農地利用最適化推進委員の身分は、農業委員会法の規定により農業委員と同様特別非常勤職員となります。このことから、1月28日、町の特別報酬審議会の開催をお願いし、41ページに記載の大きな表の一番下、農地利用最適化推進委員11万9,700円、これは年額報酬であります。それと、このたびの行政不服審査法の規定によりまず行政不服審査会委員5,700円、これは日額です。この報酬についてご決定をいただいたところであります。本条例の一部改正によりまして、この両委員について特別非常勤職員に追加し、その報酬額について定める条例の一部改正となっております。

なお、新旧対照表では20ページとなっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 次に、日程第23、議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、平成27年6月24日、学校教育法の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることから所要の改定を行うものであります。

新旧対照表によりご説明させていただきたいと思いますので、新旧対照表の21ページをごらんいただきたいと思います。第8条の3、見出しにあります育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務であります。右側改正前、アンダーラインのところになりますが、改正前では「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」と規定されておったところですが、改正後におきましては左側となりますが、第8条の3の第2項、「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員」と新たに追加されました。これは、障害児等を養育する職員の早出遅出勤務が請求できることとなった条例の追加の一部改正であります。

以上が職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

- 8番（室井亜男君） これに該当するのが小学校、中学校だと思います。小学校だけですか。これに該当するのは何人ぐらいいるのですか。教えてください。
- 議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。
総務課長、五十嵐正俊君。
- 参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 平成28年度の予算ですと2名が特別支援学校のほうに小学部のほうに進むことになっていまして、職員につきましては1名、対象職員は1名であります。
- 議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第24号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について

- 議長（佐藤一美君） 次に、日程第24、議案第24号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。
職員に議案を朗読させます。
荒井康貴君。
（議案朗読）
- 議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。
税務課長、室井孝宏君。
- 参事兼税務課長（室井孝宏君） それでは、議案第24号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。
今回の改正は、納税者の負担の軽減や納税の履行を確保する観点から国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受け地方税におきましても見直しが行われることになり、平成27年度税制改正において地方税法が改正されました。今回の地方税法の改正は、国税の改正を踏まえたものとなっておりますが、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、一定の事項については各地域の実情等に応じて当該地方公共団体の条例で定めることとなり、町条例に規定を追加するもので

ございます。

改正内容につきましては、新旧対照表に沿ってご説明いたしますので、新旧対照表の22ページ、下郷町税条例等の一部を改正する条例の箇所をごらんいただきたいと思います。まず、改正前、第8条から第17条まで削除とされておった箇所に今回第8条から第13条までの条文を追加する形となります。まず、追加の第8条、徴収猶予の件でございますが、これまで徴収猶予は職権でしか行うことができませんでしたが、新たに納税者からの申請によりできることになりました。

まず、猶予制度とは地方税法第15条に規定があるのですが、徴収の猶予が認められる場合がございます。まず1つ目として、財産について災害を受け、または盗難に遭ったとき。2つ目として納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき。3つ目として、事業を廃止し、または休止したとき。そのほかに事業について著しい損失を受けたときなどでございます。

また、換価の猶予とは納税について誠実な意思を有する者が財産の換価をすることにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合がございます。なお、分割納付等につきましては財産の状況、その他の事情から見て合理的かつ妥当なものについて分割して納付させることとなります。

次の23ページの第9条、徴収猶予の申請手続等につきましては第1項の猶予申請書による記載事項について定めております。内容としては、第1号以下の一時に納付することができない事情や猶予を受ける金額及び期間、分割納付する金額及び期間など1号から7号まで定めております。

次の2項以下におきましては、猶予申請書に添付する必要書類などについてでございます。要約いたしますと、添付書類としては事実を称する書類、資産や負債の状況を明らかにする書類、1年間の収入及び支出の実績などの収支の状況を提供する場合に担保に関する書類等でございます。

また、24ページの第7項において猶予申請書の訂正期限については申請書に不備があった場合等の訂正期限を通知を受けた日から20日以内となる形になります。

次に、25ページの第10条におきましては、徴収猶予の取り消しについて定めております。

次の第11条におきましては、職権による換価の猶予の手続等を定め、26ページの12条においては申請による換価の猶予の手続等を定めてございます。

次に、28ページの第13条におきましては、担保を徴する必要がある場合として、猶予に係る金額が100万円以下、猶予期間が3カ月以内である場合は担保を徴することができない特別の事情という形に定めてございます。

その下の第14条から第17条まで削除につきましては、冒頭でも説明しましたが、第8条から第13条までが追加となりましたので、残った条の第14条から第17条まで削除という表示という形になります。

次の第18条及び第23条につきましては、全文において以下「法」という、以下「令」

という文面が出てくることから、文面の整理という形になります。

以上、今回の改正に当たりまして、換価の猶予制度や担保の徴収基準など幾つかの事項が条例に追加規定されることとなりますが、町として国の基準を緩和するなどの特別な事情がないことから、今回の改正は国税の基準に準拠する規定となっております。

施行期日につきましては、附則第1条におきましてこの条例は平成28年4月1日から施行という形になります。

また、第2条におきまして徴収猶予等の経過措置は従前の例によることを定めております。以上、今回の改正内容につきましてご説明申し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） これ12条の後ろに、一番最後にその他町長が特に必要と認める場合と、こうかかっているのですが、こういうふうな場合はどのようなことなのか。この1点を教えていただきます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 条例には今質問があったようにございますが、町長の権限を定める条文がいつも書いてございます。ただ、今回考えてございますのは体調不良等で就業が困難だったり、仕事がなくなった場合などの収入が不安定なため、一括納付が困難等の合理的な理由という形でうちのほうの税務課としては考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） この法律の施行によって新たに発生した納税額に対して該当するののか。過年度の累積した納税額、これも該当するのかどうか。

また、猶予した場合、あるいは分割繰り延べした場合には延滞税がかかるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 今回の改正は、国税に準拠した改正を新たに町の条例に追加したものでございます。ですので、これによって何か過去と現在そんなに変わる…書類の提出の中身については若干変わりますけれども、税額等については全く変わりません。

あと、延滞税につきましては、現在のところは徴収しておりません。これは、もう何十年も前から延滞をする方につきましては延滞金を納める猶予がないということで、延滞税は課しておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 説明書の23ページ、担保物件を入れると、あるいは保証人関係のということがあるのですが、そういう場合には担保提供を求めるのか、あるいは保証人をきちっとつけるものを求めるのか。この辺どうなのでしょう。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君、答弁を求めます。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） まず、猶予等を受ける場合、金額が100万円を超えた場合などは担保等の物件、または担保保証人などをつける書類を提出していただき、その承認を得た場合に分納とか猶予等の措置という形になります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） それで、分納あるいは執行猶予した場合、あるいは担保物件入れたり、保証人つけた場合、その約束が履行されなかった場合には法的処分とか、そういうものは発生するのでしょうか、その辺についてお伺いします。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君、答弁を求めます。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 当然それら執行されない場合、分納とか何かが成約が守られない場合、当然財産の差し押さえ、給与差し押さえ、給与照会等の処分を行う形になります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第25号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第25、議案第25号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） それでは、議案第25号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の改正は、先ほどご提案申し上げました議案第14号及び第15号同様に、行政不服審査法及び同施行令等の改正に伴い条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表に沿ってご説明いたしますので、新旧対照表の30ページ、下郷町固定資産評価審査委員会条例の箇所をごらんいただきたいと思います。まず、第4条、審査の申し出につきましては、第2項第1号において「審査申出人の氏名又は名称及び住所」となっておりましたが、左側のように新たに「又は居所」を加え、第2号以下を繰り下げし、第2号に「審査申出に係る処分の内容」を加えることとなります。次の第3項につきましては、今回の改正に伴う法律文面の改正でございます。次の第6項におきましては、従来申し出の記載内容に変更のあった場合に係る委員会の届出規定はございましたが、新たに申し出人の資格の喪失があった場合も届出するような規定を改正したものでございます。

次の第6条につきましては、第2項、第3項と順次繰り下げ、第2項に情報化時代を迎え電子データによる弁明書の提出を可能とする内容が追加という形になります。

次のページ、第3項におきましては、委員会が弁明の内容が容認すべきときは資料を送付しなくてもよかったのでございますが、その場合においても今回の改正により送付するよう規定を改めたものでございます。次の第5項におきましては、反論書の提出があった場合に町長に送付しなさいとの規定を新たに加えることとなります。

次の第11条、決定書の作成におきましては、従来決定書を作成しなければならないとの簡単な規定でございましたが、1号から4号の詳しい規定を定め、記名押印すると詳細に規定したものでございます。

施行期日につきましては、附則の第1項におきまして平成28年4月1日から施行となり、第2項におきまして平成27年度までの固定資産税につきましては従前の例によることとしております。以上、今回の改正の内容につきましてご説明申し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 下郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第26号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第27 議案第27号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 次に、日程第26、議案第26号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について、日程第27、議案第27号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件まで2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案についての議案の説明を求めます。

動議について

(「議長」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 説明今するのですけれども。

(「動議」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) 議案26号及び27号につきましては、国の法律改正に基づく委任事務ということで、これは国の法律行為で、その内容を見ますと膨大な量であります。ですから、この新旧対照表の改正点も読みますと莫大な量で、町民課長からの説明だけではなかなか理解入れないと思いますので、これから我々その内容をよく熟読して、理解したいと思います。よって、この議案第26号と27号につきましては議案の説明を省略する動議を提出いたします。

○議長(佐藤一美君) ただいま5番、佐藤盛雄君から議案の説明の省略をするということ

でございますけれども、議案第26号から議案第27号までの件、議案の朗読及び議案の説明の省略すること動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者により成立することになりますが、この動議に賛成者の起立を求めます。

(何事か声あり)

○議長（佐藤一美君） それでは、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤一美君） この動議は、1人以上の賛成者でありますので成立いたしました。

議案第26号から議案第27号までの件、議案の朗読及び議案の説明を省略することに動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤一美君） 起立少数でございます。

したがって、議案第26号から議案第27号までの議案の朗読及び議案の説明を省略することの動議は否決されました。

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、議案第26号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、介護保険法の改正により利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所、デイサービスでございますが、につきましては少人数で生活圏域に密着したサービスでありますことから、地域との連携や運営の透明性が必要であり、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る上で整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行することとなったところでございます。地域密着型サービスへ移行しますと、指定や指導の権限が都道府県から市町村に移り、基準につきましても各市町村で定めた基準に基づいて事業をすることになりますことから、本条例の一部を改正し、その基準を定めるものでございます。地域密着型介護につきましては、運営推進会議の設置など、地域密着型サービス特有の観点を踏まえた人員、設備及び運営に関する基準が設けられます。

それでは、議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。目次でございますが、第9章の次に新たに第10章を加えるものでございます。

次に、新旧対照表の35ページをお開きいただきたいと思います。第14条から49ページの第202条までは介護保険法の改正により所要の整理を行うもので、そのうち第67条、第68条、第72条、第74条から第78条の2までと第105条につきましては削除するものでござ

います。

次に、49ページの202条の次に新たに10章として地域密着型通所介護に関する第203条から第239条を追加するものでございます。49ページから50ページにかけての第203条、基本方針におきましては、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるような包括的な支援、サービス提供体制の構築を目指す地域包括ケアシステムについて定めております。

第204条、52ページの205条におきましては、当該事業所に配置すべき生活相談員、看護師、管理者等の職種及びその人員の基準を定めております。

206条におきましては、当該事業所に備えなければならない食堂、機能訓練室等の設備及び備品等についてその基準を定めております。

次に、53ページの第207条から60ページの221条までは、利用者の心身等の把握、通所介護の取り扱い方針、運営規定等の当該事業所の運営に関する基準を定めております。特に58ページの第218条におきましては、地域との連携を図る観点から、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、当該事業所が所在する市町村の職員、または地域包括支援センター職員等で構成される運営推進会議を設置し、おおむね6か月に1回以上運営推進会議を開催し、活動状況等を報告し、要望、助言等を聞く機会を設けなければならないことなど、地域との連携について定めております。

次に、61ページの第222条から69ページの第239条までは、第5節としまして指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めております。

附則第21条におきましては、平成30年3月31日までの経過措置を定めております。また、附則により本条例を平成28年4月1日から施行するものでございます。

なお、平成28年3月31日時点において利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所は事業所の所在市町村から地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされますので、事業所は新たに指定申請の手続を行う必要はございません。

続きまして、議案第27号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。議案第26号でご説明いたしましたとおり、地域密着型通所介護が平成28年4月1日より創設されますことから、指定地域密着型介護予防サービスに係る人員、設備及び運営等に関する基準につきましても一部の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の73ページと新旧対照表の71ページをお開きいただきたいと思います。第9条の利用定員等につきましては、第1項、第2項とも介護保険の改正により所要の整理を行うものでございます。

続きまして、第39条、地域との連携等の第2項の次に、72ページになりますが、第3項、第4項の2項を新たに加えるものであります。第3項につきましては、指定地域密着型介護予防サービスに該当します介護予防認知症対応型通所介護の事業者はそのサービスの提供に当たりまして、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在

する市町村の職員、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、通所介護について知見を有する者などにより構成される協議会であります運営推進会議を設置し、通所介護の活動状況を報告するとともに、評価を受け、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないと義務づけるものでございます。また、その頻度はおおむね6か月に1回以上とするものでございます。第4項につきましては、ただいまの第3項における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、それを公表しなければならないと義務づけるものでございます。

そして、議案書の73ページに戻りますが、附則において本条例を平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） わかったのか、わからないのか、わからなかったわけですが、まず簡単に聞いてみたいのですが、この18人以下の通所介護というものは下郷町では該当するのは何カ所あるのか。1カ所かなと思うのですが、何カ所あるのか。

それと、これ全体的に今るる説明はあったのですが、今までと根本的に何が違うのか。ちょっと重点的に違うところがこういうところこういうところが違うのだということを、今までやっているわけですから何か違うところあるのかなと、それだけわかれば教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、通所介護、デイサービスでございますが、町内にはただいま開設している事業所は1か所です。それは、下郷町社会福祉協議会でございます。それで、社会福祉協議会の定員が20名ということでございまして、この地域密着型には該当してございません。

あともう一点ですが、これにかかわることによってどういうふうになるのかということでございますが、今までは県が指定等をしておりましたが、この地域密着型のサービスになりますと市町村、下郷町が指定等を行うことになります。それで、原則としてその所在地のある事業所の被保険者のみが利用できるものとなります。ただ、町内の施設だけですと利用したい方がいっぱいいて利用できない方も出てきますので、あいているところ、例えば会津若松市ですとか、そういうところで利用者が少ないところがあれば、そこを下郷町が会津若松市に依頼して指定させてくださいということで指定が可能であればその会津若松の施設も利用可能になります。また、逆のケースもあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 下郷町では1カ所であるということで、県から町ということになるということですが、そうしますと社会福祉協議会というものは理事長というものが町長である。県から今度そういうふうなことになった場合に社会福祉協議会の理事長と町長

が同じ名前ですから、不都合は出ないでしょうか。昨年だけが理事長が町長になったのですか。三、四年前は、町長が理事長をやめて別な人になったのですが、今度県から町になったということになれば同じく町が社会福祉協議会の理事長が同じであるということになれば契約等が難しくはなりはしないのか、この1点だけをお願いします。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君、答弁を求めます。

○健康福祉課長（渡部善一君） ただいまのご質問でございますが、同じようなケースが町の地域包括支援センターでございます。それは、町の包括センターの事業開設者が下郷町長になってございまして、それを指定するのも下郷町長ということで、大丈夫ですので、多分この件についても職名が違いますので大丈夫かと思えます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 私も社会福祉協議会の監查理事をやったことがあるのですが、そのときに契約書を見ると理事長が副理事長に委任状を出して、そしてその副理事長と町長が本契約を結ぶと、こうややこしいようなことをやっている場合がございます。そういうようなことを考えた場合に、なかなかテクニックというものは法の穴というものがあるのかなと、こういうふうにも思いますけれども、そういうことがあるということだけは福祉課長に申し上げておきます。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 議案第26号と27号で運営協議会を設置しなければならないということで規定されておりますけれども、現在あります介護運営協議会、これとは別に新たに組織をつくる必要があるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君、答弁を求めます。

○健康福祉課長（渡部善一君） 現在盛雄議員にも介護保険運営協議会の中でいろいろご協力いただいておりますが、この条例の中で言っています運営推進会議といいますのは、その各事業所で設置するものでございまして、町とは全く別物でございますので、新たに地域密着型の事業所になるところは新たに設けて、ここで言います6カ月に1回以上の頻度で開催して、いろいろご意見を伺わなければならないという義務づけがございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第28号 町道の路線変更について

○議長(佐藤一美君) 次に、日程第28、議案第28号 町道の路線変更についての件を議題といたします。

(何事か声あり)

○議長(佐藤一美君) お昼。

(「昼飯だべ」の声あり)

○議長(佐藤一美君) それでは、休憩いたします。(午後 0時10分)

○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午後 1時00分)

これから日程第28、議案第28号 町道の路線変更についての件を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長(室井一弘君) 議案第28号 町道の路線変更についてご説明させていただきます。

本路線、塩生桧原線については、皆さんのお手元のほうに資料として路線番号2208番、塩生桧原線というA4の1枚ぺらの資料を添付させていただきましたので、これに基づいて説明させていただきます。道路下側のほう、図面の下側のほうが県道高隣田島線でございます、下郷ホームから桧原中丸線、通称フルーツラインのほうに向かっていく田頭地区を通っている町道でございます。従来既定路線済みとありますが、この間については従来どおり町道と認定しておりましたが、左側、赤く塗ってある部分について本

年度整備し、町道として認定するものでございます。本路線の今回の新たに追加する部分については、従来より農業作業用道路として使用しておりました。ですが、今回舗装等をし整備し、63.8メートルを追加するものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 簡単なところでよろしくお願いたします。

これ道路台帳のその他の路線だと思えますけれども、これで大体計算しますとプラス63.8メートル延長になりましたけれども、下郷町で今1級、2級、その他を合わせまして総延長どのくらいあるのでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君、答弁を求めます。

○建設課長（室井一弘君） 平成27年4月1日現在でございますが、総延長約394キロ、本数にしまして732本でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 町道の路線変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第4号）

日程第30 議案第30号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第31 議案第31号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第32 議案第32号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第33 議案第33号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第34 議案第34号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第35 議案第35号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1

号)

○議長（佐藤一美君） この際、日程第29、議案第29号 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件から日程第35、議案第35号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の件まで7件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第29号については総務課長、五十嵐正俊君、議案第30号、議案第31号については町民課長、星昌彦君、議案第32号については健康福祉課長、渡部善一君、議案第33号については建設課長、室井一弘君、議案第34号については産業課長、佐藤壽一君、議案第35号については総務課長、五十嵐正俊君、順次説明を願います。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 議案第29号 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第4号）につきまして説明させていただきます。

75ページからとなります。平成27年度下郷町一般会計補正予算は、既決予算の総額から2,160万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億4,228万9,000円とするものです。

第2条、地方債の補正であります。81ページをお開き願います。第2表、地方債の補正、1点目の変更であります。初めに公共事業等債、経営体育成基盤整備事業につきましては倉楢圃場整備事業の本年度の事業費確定に伴い、事業負担金の減額により地方債の限度額を1,960万円から1,120万円とし、840万円を減額するものであります。

過疎対策事業債、一般分につきましては楢原小学校屋内体育館耐震改修事業の確定に伴い事業費及び国庫補助金を減額するとともに、過疎対策債事業債200万円を減額し、限度額を過疎対策債全体で8,880万円とするものです。

次に、補助・直轄災害復旧事業債につきましては、平成27年9月の台風18号により起きました十文字堰の災害復旧工事に係るもので、本事業につきましては12月補正により事業を実施しているところであります。請負差金等により事業費及び県支出金を減額するとともに、補助・直轄災害復旧事業債を240万円減額し、限度額を410万円とするものであります。

次に、82ページをお開きください。追加分であります。一般補助施設整備等事業債につきましては、平成27年2月3日、総務省から個人情報の保護を図る目的から、各自治体における情報系、これはインターネット系であります。それと基幹系、これは庁舎内の役場が使っている行政システムです。これを完全分離するための事業、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業が示され、平成27年度における補正対応分については補助裏分として起債を認めるとされたことから、財源確保のため当該事業につきましては3月補正に計上させていただき、新たに540万円を限度額として定めるものであります。

続きまして、本文の第3条の件ですが、83ページの繰越明許費でございます。続けて

ご説明申し上げます。

初めに、2款の総務費及び7款商工費の事業名、地方創生加速化交付金事業5,696万円につきましては、町長からの提案理由の中でもありましたように、1月に国において地方創生加速化交付金事業が予算化され、地方公共団体においても27年度に予算化し、28年度事業実施とされましたことから、この3月において補正計上し、繰り越し事業とするものであります。加速化事業の内容につきましては、補正予算の歳出のほうで詳しく説明させていただきます。

次に、2款総務費、3款民生費、10款教育費、雹被害屋根改修事業につきましては、役場庁舎、しもごう保育所、ふれあいセンター、コミュニティセンター、この4施設に係りますひょう被害の屋根塗装工事であります。ふれあいセンターを除く3施設につきましては、平成27年10月9日に入札を行い、13日に契約を交わしたところでありますが、11月中に入り、それぞれの請負事業者から仮設足場が大量であり、どうしても足場の手配がつかないと最終的な申し入れから、11月26日、平成28年3月31日までとする工期の延長を行ってきたところですが、さらに2月に入り冬期間における塗装工事については積雪や気温の関係から施工管理に困難をきわめるとの申し出により、繰り越し事業としたものです。繰り越します額は、4棟で4,007万8,000円であります。

次の2款総務費、1項総務管理費の携帯電話等エリア整備事業につきましては、12月の補正予算にてお認めいただきました枝松地区に係る整備事業であります。

その下の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業につきましては、先ほど地方債の補正でご説明いたしました役場電算システムのセキュリティ事業となっております、国の交付決定等により当初計画段階から平成28年度の繰り越し事業となっているものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項の農業費、畜産競争力強化対策整備事業であります。本事業につきましては敷地の面積及び既設施設から新設する施設の配備を検討せざるを得ず、このため不足の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったことから、平成28年度へ繰り越して事業を実施するものでございます。

次の11款災害復旧費、1項の農林水産業施設災害復旧事業につきましては、先ほどご説明しましたとおり十文字の災害復旧工事ですが、残分について28年度へ繰り越して事業を実施するものでございます。よろしくお願いたします。

それでは、歳入歳出の補正についてご説明いたします。87ページをお開きいただきたいと思えます。歳入の主なものについてご説明いたします。

1款町税につきましては、町民税、固定資産税において収入見込み額の精査により、それぞれ増額計上、入湯税については過年度分において納付があったことから、113万3,000円の増額となっております。

次に、88ページの6款地方消費税交付金については交付見込み額の精査により2,009万5,000円の増、自動車取得税交付金、地方交付税につきましても283万円、764万円とそれぞれ増額となり、地方交付税のうち特別交付税は459万3,000円の増額計上となりました。

次のページに行きまして、12款使用料及び手数料であります。5目の農林水産業費

使用料についてはラインガルテンでのラウベ入居者の減により、353万4,000円が減額となったところです。

13款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、主に次のページにあります民生費国庫負担、4節の児童手当国庫負担金150万3,000円の減額により、総額で108万5,000円が減額計上されています。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金については、臨時福祉給付金事業補助金が給付額の確定に伴い、180万円の減額、個人番号カード交付事業については総額で137万6,000円が増額となり、目の合計では42万4,000円の減額です。説明の欄の中段の個人番号カード交付金事業費国庫負担金105万5,000円につきましては、そのまま地方公共団体システム機構へ負担金として支出されるものであり、歳出においても同額計上となっております。

衛生費国庫補助金につきましては、浄化槽設置整備事業の確定により234万6,000円の減額、4目の教育費国庫補助金につきましても檜原小学校体育館の耐震補強工事の確定により、272万3,000円が減額となったところです。

6目総務費国庫補助金、1節の総務管理費国庫補助金につきましては、地方創生加速化交付金事業の申請により5,636万円の増額補正計上です。事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。また、本事業は平成28年度への繰り越し事業となります。

次のページに参りまして、14款県支出金に、2項の県補助金がありますが、3目衛生費県補助金207万4,000円の減額は先ほど国庫でも説明させていただきました浄化槽の設置整備事業の確定による減額計上です。

また、4目の農林水産業費県補助金117万2,000円の減額ではありますが、その主な要因は説明の欄3行目、国土調査事業の計画変更により60万4,000円が減額となったことから、記載されたそれぞれの事業において確定により減額計上したものです。

次のページに行きまして、9目農業施設災害復旧費補助金については、請負差金等により429万4,000円の減額計上となりました。なお、本事業も繰り越し事業としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

3項県委託金、3目教育費委託金151万8,000円につきましては、放課後子ども教室事業の確定見込みによる減額計上です。

15款財産収入、4目の物品売払収入69万5,000円については、除雪ドーザ等の売払収入となっております。

17款繰入金、1項の宅地分譲事業特別会計繰入金579万3,000円の減額につきましては、弥五島分譲地1区画分であります。

2項の基金繰入金ですが、財政調整基金繰入金については取り崩し額を1億5,000万円とし、7,500万円を減額、また5目の生活環境設備基金繰入金についても合併浄化槽設置整備事業の確定から340万円を減額するものです。その他記載の基金についても事業の確定による減額であります。

次のページに行きまして、19款、6の雑入ではありますが、右側説明書きの中段からや

や下、建物損害共済金1,115万4,000円の減額です。これにつきましては、平成26年8月のひょう被害によります役場庁舎ほか7棟の屋根塗装またはふきかえ事業であります。一部の工事が完了し、残る施設につきましても請負契約が済んでいますことから、その実績額に基づき共済金を減額するものです。また、その2行下の農用地利用集積推進事業助成金返還金につきましては、平成27年度に単価改定を行い、集積の解約、再契約を見込んだところでありましたが、実績が少なかったため減額するものです。

次に、95ページの町債につきましては、合わせて740万円の減額となります。先ほど地方債補正にてご説明しておりますので、省略させていただきます。

歳出に移ります。先ほどご議決いただきました議案第19号から第21号までの職員の給与、期末手当関係と事業精査によるもの、あるいは請負処理によるものの減額計上につきましては説明を省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

初めに、2款総務費の6目企画費であります。13節委託料2,610万円、合わせまして110ページをごらんいただきたいと思います。7款商工費、2目の観光費の中の13節委託料、外国人対応マニュアル作成委託費、その次の欄の19節、会津スマートシティ推進協議会負担金1,566万円、観光関連施設等改修補助金1,010万円、これが今回本町における地方創生加速型交付金事業として申請しましたもので、総額で5,696万円の事業であります。

お開きの110ページから説明申し上げますと、観光関連施設改修補助事業につきましては、町内において営業します店舗、宿泊施設等の改修に係る補助事業で、補助率3分の1、補助金の限度額を200万円として事業を実施するものです。商工会へ加盟しています事業所さんを対象とします。

その上の会津スマートシティ推進協議会の負担金については、会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、湯川村、会津美里町と本町が2市3町2村となりますが、一緒となって取り組む広域事業であります。事業の内容としましては、外国人に対しどういった観光地を好むのか、その中身や内容、項目、満足度や充足度を調査し、その調査に基づいた観光情報データの構築と発信とともに有名ブロガーや来日外国人に依頼いたしまして、現代の情報ネットワークを活用した会津の観光PRを行ってもらうものです。このほか、加盟市町村のネットワークによるデジタルDMO構築事業を実施しながら外国人、観光客の誘客を図る事業内容となっております。

その上の外国人対応マニュアルの作成は、本町における観光業を営む事業者に対し、多言語による観光パンフレットを作成して配布するとともに、外国人とトラブルにならない接客方法等について記載したマニュアル本を配布する予定としております。

次に、再度97ページに戻っていただきまして、企画費の委託料であります。湯野上地域整備基本計画策定業務につきましては、基本構想に基づき引き続き湯野上地域振興推進協議会と一緒に、今度は基本計画をまとめるべく宮城大学に委託するものであります。

次の測量設計業務委託につきましては、平成29年度の事業実施を見据え、基本計画の

進捗状況に合わせ、整備に係る対象地の測量や地質調査を実施するための委託料となっています。また、その下のおもてなし研修等委託につきましては、湯野上温泉の旅館、民宿、飲食店等において国内、国外宿泊者を問わず、施設等においての基本的な接客マナーや衛生環境、料理等の提供について研修会を実施し、宿泊施設等のグレードアップを図るものであります。

以上が加速化交付金事業となります。先ほども申し上げましたが、歳入につきましては事業計画の10分の10を見込んだところであります。なお、本事業の国の審査決定は3月18日となっています。事業の採択状況によっては、歳入予算並びに歳出予算の財源充実に補正が生じることがある場合もあるかもしれませんので、あらかじめご承知おき願いたいと思います。

歳出補正予算の説明に戻らせていただきます。98ページ、10目諸費、13節委託料1,061万7,000円の増額計上ではありますが、これにつきましては前段地方債の補正及び繰越明許費においてご説明申し上げました役場庁舎システムに係りますセキュリティ構築事業であります。

12目教育施設整備基金積立金につきましては、今後の中学校大規模改修等を見据えて4,000万円を積み立てるものです。また、後ほど土木費の橋梁維持費におきましても同額4,000万円を橋梁整備基金への積み立てを行っているところです。

99ページから100ページにかけての職員人件費分の減額につきましては、税務総務費から総務課の一般管理費へ支出更正による減額計上です。

100ページの1目戸籍住民基本台帳費、19節の負担金105万5,000円は、個人番号カードを発行します地方公共団体システム機構への負担金となっております。

101ページから102ページの農業委員会委員選挙費につきましては、農業委員会制度の改正により、今回全額減額計上です。

次に、3款民生費、1目社会福祉総務費の扶助費では、臨時福祉給付金の給付見込み額確定に伴い、歳入と同額の180万円を減額計上するものです。

次の3目老人福祉費の繰出金につきましては、介護保険特別会計においてサービス給付費が減額となったことから一般会計からの繰り出しも減額となっています。

103ページから109ページまでは事業精査、請負差金の処理等による減額計上ですので、110ページにつきましては先ほどご説明いたしました地方創生加速化交付金事業です。

次の111ページの一番下の欄、8款土木費、4目橋梁維持費の積立金ではありますが、これも先ほどご説明申し上げました今後の橋梁維持補修計画により、積立金に4,000万円を積み立てることとしたものであります。

112ページからは、再び事業精査による減額計上となっております。

114ページの10款教育費、2項小学校費、1目の小学校管理費の中の15節工事請負費において、檜原小学校屋内体育館耐震補強工事とありますが、本事業をもちまして本町における小中学校の耐震補強関係は全て完了したことになります。

次の3項中学校費、2目の教育振興費、一番下の段となりますが、5年に1回の教科書改訂に伴う図書購入費として154万2,000円を増額計上したところです。

115ページの人件費の減額につきましては、年度途中における職員の退職による減額計上となっております。

次に、118ページ、12款公債費における財源補正につきましては、住宅管理費の財源である住宅使用料を公債費の財源として充当がえを行ったものであります。

予備費につきましては、6,241万9,000円を減額計上し、歳入歳出の調整を図ったところであります。

以上が平成27年度一般会計補正予算となっているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、議案第30号、議案第31号については町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） それでは、私から議案第30号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書119ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,005万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ10億8,511万7,000円とする内容のものでございます。

まず、歳出について説明させていただきます。議案書127ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、1款総務費、1目一般管理費の人件費関係でございますが、これは先ほど来ご説明ありますように人事院勧告によるものでございまして、13万3,000円の補正増になってございます。

あと、その下、2款保険給付費、それから1目一般被保険者療養給付費につきましては財源内訳の補正でございます。

その下、3目一般被保険者療養費16万円の補正増でございますが、これは療養費が見込みの増になってございますので、補正増をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして、議案書128ページをお開きいただきたいと思います。2款保険給付費でございますが、2目の退職者被保険高額療養費につきましては、高額療養費の見込みが今後増えるため、71万円の増額補正をお願いする内容でございます。

続きまして、その下、7款共同事業拠出金、1目の高額医療費共同事業拠出金でございますが、120万6,000円の減額補正ですが、これは国保連合会の算定で額が確定したものでございます。その下、2目保険財政共同安定化事業拠出金231万3,000円の減額補正についても額が確定したものでございます。

12款予備費につきましては、1,256万8,000円を増額補正し、5,033万4,000円とする内容でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。議案書125ページをお開きいただきたいと思います。3款国庫支出金、2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金が確定し、再算定した結果、30万1,000円ほどの国庫負担金が予算より減額となる内容でございます。

続きまして、6款県支出金ですが、2目高額医療費共同事業負担金につきましても負担金が確定し、国と同じ4分の1の額、30万1,000円同額でございますが、予算より減額

になる内容でございます。

その下、7款共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金につきましては、負担金の額が確定し、国保連合会で再算定した結果、1,156万9,000円ほど交付金が予算より増額補正となるものです。

続きまして、その下でございますが、7款共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、負担金の額が確定し、国保連合会で再算定した結果、147万2,000円ほど交付金が予算より減額となるものでございます。

次に、126ページをお開きいただきたいと思っております。9款繰入金でございますが、1目一般会計繰入金の1節の一般会計繰入金ですが、これは人事院勧告分の13万3,000円の補正の増額と保険税の軽減分の確定のための42万4,000円の補正増で、合わせて55万7,000円の補正増をお願いするものでございます。

これらにつきましては、去る2月の24日に行われました平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、適当である旨の答申を平成28年第1回国民健康保険運営協議会におきまして承認をいただいておりますことを申し添えます。

続きまして、議案書129ページをお開きいただきたいと思っております。議案第31号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,988万6,000円とする内容でございます。

議案書135ページをお開きいただきたいと思っております。まず初めに、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料ですが、これらについては死亡等により特別徴収の保険料が見込めず、286万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

その下、1款後期高齢者医療保険料、2目の普通徴収保険料につきましては、町内のふじの郷等に入所の部分が主な部分でございます。139万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、歳出ですが、136ページをお開きいただきたいと思っております。2款後期高齢者医療広域連合納付費、19節負担金補助及び交付金でございますが、これは町の歳入に入った保険料をそのまま歳出として県の広域連合会に納付しますことから、歳入と同額の146万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤一美君） 次に、議案第32号については健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、137ページをお開きいただきたいと思っております。議案第32号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,156万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,677万4,000円とする提案内容でございます。

それでは、146ページをお開きいただきたいと思っております。3の歳出についてご説明いた

します。1款総務費、1項総務管理費、1目の総務管理費であります。職員給与の改定によりまして6万2,000円の増額となっております。

続きまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費であります。1目居宅介護サービス給付費、5目施設介護サービス給付費につきましてはそれぞれの給付見込みの精査によりまして、1目居宅介護サービス給付費においては929万6,000円の減額、5目施設介護サービス給付費については1,836万8,000円の減額となっております。

続きまして、147ページをごらんください。同じく2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費につきましては、給付見込みの精査によりまして873万3,000円の減額であります。

次に、5款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費であります。1目介護予防ケアマネジメント事業、4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、職員給与の改定により増額であります。

148ページをお開きいただきたいと思います。続いて、10款の予備費であります。財源調整により1,464万5,000円の増額となっております。

次に、143ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入についてご説明いたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付負担金であります。これは再算定により888万5,000円の減額となっております。

続きまして、同じく3款、2項国庫補助金であります。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、再算定による4万7,000円の増額、4目介護保健事業費補助金につきましては、再算定により1万9,000円の減額となっております。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、再算定により1,055万5,000円の減額となっております。

144ページ、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金であります。再算定により294万4,000円の減額となっております。

同じく2項県補助金、4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、再算定により2万4,000円の増額となっております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金であります。それぞれ再算定により1目介護給付費繰入金につきましては454万9,000円の減額、3目包括的支援事業費等繰入金につきましては2万4,000円の増額、4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては3万2,000円の増額となっており、5目その他一般会計繰入金につきましては職員給与の改定により8万円の増額となっております。

145ページ、同じく2項基金繰入金、1目介護給付費基金繰入金であります。基金取り崩しにより517万7,000円を増額計上するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、議案第33号については建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 議案第33号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ456万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億

2,286万9,000円とするものでございます。

まず、歳出より説明させていただきますので、議案書156ページをお開きください。156ページ、簡易水道費、簡易水道費でございまして、11節から15節まで全て減額になっております。この部分については、今年予定していた事業が全て完成しましたので、その不用額を整理するための減額でございまして。

1枚前に戻っていただきまして、155ページをお開きください。歳出のほうで申し上げましたように予定した事業が完了し、不用額を減額すると当然それに伴って特財として予定しておりました一般会計からの繰入金、県支出金が当然事業費確定に伴って減額するという内容でございまして。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 次に、議案第34号については産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 157ページになります。議案第34号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正におきまして、歳出予算の総額に変更はございません。

その内容でございまして、161ページをお開きください。161ページになりますが、歳出農業集落排水費におきまして、総額7万2,000円の増額になっておりますが、先ほど議案第19号でありました職員給与改正によります人件費の増額補正でございまして、下の段の予備費でもって調整させていただいているということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 次に、議案第35号については総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 議案第35号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）であります。宅地分譲事業につきましては予算の総額からそれぞれ592万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9万5,000円とするものであります。

168ページをお開き願いたいと思います。弥五島地区にあります宅地分譲事業であります。残り1区画の販売に努めたところですが、これに至らなかったということでありまして、歳入において1目の不動産売払収入579万3,000円と一般会計からの繰入金、事務費分であります。13万円を減額するとともに、169ページで歳出におきましても事務費分3万2,000円、1区画分579万3,000円、予備費10万円をそれぞれ減額計上としたところあります。残り1区画につきましては、町のイベント等を通じながら販売促進に努めたところではありますが、販売に至りませんでした。今後引き続きこうしたイベント等も活用しながら販売に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 一、二ちょっと聞いてみたいのですが、一般会計でページ数97ページで、企画費の中で委託料2,610万円とっておりますけれども、先ほど説明はあったのですが、この委託料の中で湯野上地域整備基本計画策定委託料（地方創生加速化）、これが幾ら、測量設計業務委託料（地方創生加速化）、これが幾ら、おもてなし研修等委託料

(地方創生加速化)、これが幾ら、この3つに分けてこの2,610万円も教えていただきますようお願いを申し上げます。

98ページの教育施設整備基金積み立てということで、4,000万円ほど中学校の耐震構造に使うということで説明があったわけですが、いつやるのか。来年あたりやるのか。またはこの教育施設整備基金というものは、この4,000万円です少しあるのかどうか、合わせて幾らなのか。

あと、橋梁整備というのがあったと思うのですが、橋梁整備の積立金に4,000万円ほど積み立てしたというところがあったと思うのですが、それは合計で幾らぐらいになっているのか。

あと、107ページの農業振興費でちょっとお聞きしたいのですが、狩猟免許取得支援事業補助金が32万5,000円ほど減額をされておりますが、今年はこの補助金というものを使ったのかどうか。何人かこういうふうなことをやって、この事業費というものをやったのかどうか、お尋ねをいたします。

以上。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

初めに、総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） まず、97ページの委託料の関係ですが、この内訳ということでありますが、事業費的に算定しております額を申し上げますと、湯野上地域整備基本計画策定につきましては770万円、測量設計業務委託料につきましては1,710万円、おもてなし研修等委託料につきましては130万円というふうに事業費を見込んでいます。

○議長（佐藤一美君） 次、教育施設か。

会計管理者、星永津子さん。

○主幹兼会計管理者（星永津子君） 会計管理者です。初めて発言させていただきます。よろしく願いいたします。

2月末の基金の残を申し上げます。学校教育施設整備基金なのですが、1億7,158万8,861円になっております。

続きまして、橋梁整備基金なのですが、こちらは4億8,474万2,353円になっております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 次に、産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 議案書107ページの農業振興費の補助金、狩猟免許取得支援事業の補助金に係るご質問でございますけれども、現在まで6件の方、全て更新という形で使途してございます。また日栄えがございまして、もう何件かある予定にはなってございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） この企画費の中で前説明あったのですが、宮城大学どうのこうのと

というのは、この宮城大学に渡すのはこのうちの770万円なのか、おもてなしなのか、ちょっとわかりませんが、宮城大学等にお願いしているのはこの部分で幾らなのか、どれなのか、ちょっと教えてください。

あとは教育施設というものが1億5,000万円ほど積んだということで、中学校の耐震構造、本校……体育館はやったわけですから、そちらのほうをやると思うのですが、大体の計算でどのぐらい耐震構造はかかる予定をしているのか。

それから、橋梁のあれが4億8,000万円ほどの基金というものがあるということで今説明を受けたわけですが、来年あたりの水門のあの幾世橋の欄干を取りかえるなんていうのがありますけれども、そういうようなものがこういうふうなことに使うのかどうか、この点をひとつお願いを申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 予算書に書いてあります湯野上地域整備基本計画770万円と先ほど私申し上げましたが、この額が今宮城大学のほうに委託する額、満額でございます。ただこれはあくまでも予算上のものがございますので、ご了解願いたいと思います。

あと、中学校の整備、耐震事業ではなくて大規模改修になります。平成3年から行った大規模改修で、もう15年以上過ぎました。その改修費用を見込んでおります。その改修費は4億3,200万円、概算です。この額を見込んでおまして、今回の過疎計画の中に入れていきたいなということも思っているところです。

あと、平成28年度においての基金取り崩しでございますが、教育施設整備基金からは2,200万円、橋梁のほうは3,300万円、それぞれ取り崩して事業に充てたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） ご質問いたします。

まず、89ページの歳入の部で、89ページの12款の使用料及び手数料の件なのですが、5目の農林水産業費使用料でラウベの使用料が353万4,000円減額となっております。あそこの30棟のクラインガルテン、これが震災以降空き家が多くなっているということで、なかなか契約に結びつかないというような話を伺っておりますが、現在契約戸数が何棟で、空き部屋が何棟あるのか、お知らせ願いたいと思います。

それから、93ページお聞き願いたいと思います。93ページの16款寄附金の件ですが、5目のふるさと応援寄附金の件で、今回4万円ほど増額計上になっております。合計で65万円ということで、本年度は何件のふるさと応援の寄附がなされていたのか、お示しください。

それから、104ページお聞きいただきたいと思います。3款の民生の中のしもごう保育所費、これの15節の工事請負費が362万9,000円減額になっております。この入札行為にこれの工事に関して入札指名された業者は何社であるのか。それから、落札額が幾らになったのか。それから、同時に12月9日に入札を実施し、12月13日契約したということ

で、常識的に考えれば降雪時期で、この時期に入札をせざるを得なかったのはなぜなのか。当然雪が降るといふことで繰り越しになるということは想像ができるのですが、町の保険が入っておりますから、その保険の収入状況との関係があるのかなというふうに想定されますが、その辺がおくれた理由がなぜなのか、お知らせください。

それから、107ページなのですが、6款の農林水産業費の農業振興費、その中の委託料、道の駅の地質調査を実施しております。昨年9月に254万2,000円補正をとりまして実施したのですが、これの道の駅の駐車場の拡幅工事に伴う地質調査だと思っておりますが、この地質調査によって増設する場合の問題点がなかったのか。あるいは地質調査やりながらあそこにボーリングした場合に水が出る可能性がなかったのかどうか。その辺のことも地質調査とあわせて、その辺の可能性あったのかどうかもあわせてお知らせ願いたいと思います。

それから、109ページ、7款の商工費の中の2目の観光費、13節で委託料で緊急雇用創出基金事業として478万2,000円が計上されております。これは、外国人対応マニュアル作成委託料ということで、今回の地方創生の過疎化の交付金で交付されているということで、先ほどの話ですと商工会に委託するというございですが、これの外国人対応のマニュアルが商工会で果たしてこういうマニュアル作成できるのか。ちょっと私、商工会だけでは無理なのかなと。商工会に委託をして、商工会でさらに業者を委託しておやりになるのかどうか。

それから、外国人の観光客円満道路の観光ということでこれから大きな流れになってくると思うのですが、何か国語を想定したマニュアルを作成するのかを教えていただきたいと思います。

それから、113ページ、10款の教育費、2目の事務局費の中で今回教育長の期末手当が65万3,000円減額になっております。かなりの大きな金額の減額ですが、これの減額の要因をお知らせいただきたいと思います。

それから、114ページ、10款の教育費の中の学校管理費の中の15節工事請負費168万8,000円減額になってございます。檜原小学校の体育館屋根のふきかえ工事と檜原小学校の屋内体育館の耐震構造の工事費の減額と思っておりますが、檜原小学校の耐震補強工事は予定価格にして落札価格が100%と伺っております。ここで請け差が出るのかなという感じがいたしますが、この168万8,000円の内訳をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

初めに、産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 何点かございましたけれども、1点目の89ページにございますラウベの件に関してでございますが、まず今回ラウベ使用料の減額の部分では最終的に22棟分の使用料でございます。現実的には846万6,000円の収入というふうな形になります。今28年3月末ですけれども、22名の方の利用をいただいております。その方のうち、7名が更新しないということで、更新していただく方は15になっております。さらに、新年度ということで28年4月1日からということで、新規にご加入いただく部分が4棟

がございます。合計で28年の4月1日現在では15棟になっておりますので、あきは11棟というふうな形になりますが、当初予算にもありましたとおり30棟満館ということで目指しておりますので、頑張っていきたいというふうに思っております。

さらに、うちのほうですけれども、107ページにございます道の駅に関するご質問でございましたけれども、地質の問題はなかったかということでございますが、ございませんでした。標準支持力というものがございまして、かたさを調べたわけですけれども、そこに駐車場を増設しても大丈夫だというふうな支持力を得られた結果がございます。あわせまして水の出る可能性はなかったのかというふうなことでございますが、調査事態、水が地下水ということですが、そういった調査は兼ねていませんので、申しわけございませんでしたが、できませんでした。

さらには109ページの観光費で一番下側の13節の部分で委託料ということで、委任は緊急雇用のことをおっしゃってございましたが、緊急雇用の部分とその裏のページがございます。外国人対応マニュアル作成委託と、この2点がこの補正の合計の478万2,000円の増というふうな形になっております。それで、1点目は緊急雇用間もなく終わりますので、その精査をしまして若干の補正減をさせていただいております。さらには下の外国人対応マニュアル作成委託料でございますが、これは地方創生加速化というふうな部分で、これは商工会に委託するものではございません。先ほどちょっと情報が錯綜しましたけれども、これにつきましてはマニュアルですけれども、多言語パンフレット、同じようにご指摘、何か国語ですかというふうなことでございましたので、一応英語、中国語、韓国語というふうなことで3カ国語を予定してございます。なお、委託ですので、今ほど商工会はありませんと言いましたけれども、業者によってはなるかもしれませんけれども、決まったところではないということだけご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） それでは、93ページのふるさと応援寄附金、補正にて4万円補正しているのですけれども、27年度につきましては16人で65万円という形になります。この今回の4万円を補正いたしまして、補正計が65万円、この数字と合っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れあるのだけか。

（「保育所」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 保育所か。

（何事か声あり）

○議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 保育所の工事請負費の関係であります。先ほど12月発注というふうに5番議員おっしゃったかと思うのですが、発注につきましては私の手

元では10月1日一括発注であったと思います。庁舎、しもごう保育所、コミセン、10月1日に発注して、10月9日契約ということになっています。請け差につきましては、100%近かったかと思いますが、ちょっとその辺の状況はあれですが、ここに上げましたのはあくまでも請け差は設計額における請負額で、ここには予算計上の差を載せさせていただいたということでもあります。予算額における減額ということでもあります。

よろしくをお願いします。

(「業者数」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 業者数。何業者入札したのかって。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 済みません。ちょっと調べさせてください。ちょっと調べさせていただきたいと思います。後から報告を申し上げます。

あと、教育長の減額であります。期末手当につきましては教育長は4月から就任ということで、期間が若干足りなかった、期末手当の支給月の期間が足りないということで、その分の減額であります。

あと、あわせて先ほどの今回の改定によって何ぼ上がったかというのは3万円程度ぐらいということで、はっきり言えませんので、そのぐらい程度とお答えしておきます。

○議長(佐藤一美君) それでは、ただいまより休憩します。(午後 2時19分)

○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午後 2時30分)

答弁漏れがありますので、答弁させます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、先ほどのご質問でしもごう保育所関係の屋根の補修等の工事でございますが、5社による指名競争入札で、入札が10月9日に行っております。それで、2,764万8,000円の契約額で、10月13日に契約しまして、契約工期を10月14日から3月25日として契約したところでございます。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 教育次長、星修二君。

○教育次長(星修二君) 114ページの1目学校管理費、15節工事請負費の168万8,000円の減額の内訳ということでございますが、これについては檜原小学校体育館屋根ふきかえ関係で59万9,000円、下の耐震関係で108万9,000円でございます。

なお、先ほど5番議員さんがおっしゃりましたとおり、この請け差については予算額に対する請け差でございまして、100%というのはあくまでも設計額に対する100%ということでご理解いただきたいと思います。

○議長(佐藤一美君) いいですね。

(何事か声あり)

○議長(佐藤一美君) 教育長の期末手当。

(何事か声あり)

○議長(佐藤一美君) いいですか。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 97ページを開いてください。そこに13節の測量範囲とあるのですけれども、湯野上のところ、まず測量範囲は国調済みのところなのかどうか、まず1つ。

それから、測量面積はどのくらいであるか。そして、設計の内容は概略設計なのか、詳細設計なのか、まずそれ1つ。

それから、104ページをお開きください。104ページの15節、保育所の屋根の工事終わったということなのですけれども、雨漏りは解消されたのかどうか、これが1つです。

それから、105ページをお開きください。13節予防接種は幾つくらいあるのか。そして、その利用の多い接種はどんな予防接種なのか。逆に少ないのはどんな予防接種なのかをお示しください。

それから、最後になります。111ページお開きください。13節道路新設のところの委託料、測量設計委託とあるのですけれども、13節、マイナスちょっと大きい金なのですけれども、463万3,000円、これの測量設計委託料の減額の理由を教えてください。それと、あと入札価格はどのくらいであったのか。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、今ほど質問にありました111ページの道路新設改良費委託費の463万3,000円の減額の様子なのですが、この大きな減額の要因は落合音金線の凍上対策事業として進めております音金上坪の道路改良工事で、28年度あそこに小さな橋がかかっているのですが、そこを28年度ボックスカルバートに変更すると。そのボックスカルバートに仮設する水道管の工事を設計委託出したわけですが、当初640万円ほど見込んでいたのですが、業者さんが過剰に競争意識を燃やして、250万円ほどで落としてしまったということがございますので、事業としては完了しております。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 97ページの測量設計業務委託の関係でのご質問だったのですが、国土調査が行われたところではないか……

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 湯野上は、まだ国土調査入っていませんのでということでございます。

あと、範囲はと申しましたけれども、今仮として初日に私、旧母子センターあたりと申しましたが、あそこの平面を一応積算根拠としてこの事業費を算定したところです。

あとそのほかに質問があったと思うのですが……

（「この設計の内容をちょっと。概略なのか、詳細なのか」の声あり）

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 平面測量と地質調査を上げております。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、先ほどのしもごう保育所の工事関係でございま

すが、先ほど一般会計の補正の中で総務課長ご説明申し上げましたとおり、保育所の工事関係については10月13日契約はいたしました、足場等が確保できないということで、まだ終わっておりませんし、始まっておりません。ですので、28年度に入ってから足場をかけて始まるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、予防接種の関係でございますが、12種類ほどございます。ただ、これには同じ予防接種の中で1期、2期という何種類かございますので、細かく申しますともう少しあるのですが、数で申しますと12種類でございます。それで、一番対象者が多いのは成人用でございますが、成人用の肺炎球菌が一番多く、152人を対象者としてございます。子供の予防接種で一番多いのは風疹、これが50人でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） では、質問させていただきます。

まず、97ページの企画費委託料、この中で湯野上温泉地域整備基本計画策定ということで宮城大学にお願いするという説明でございましたが、この宮城大学からまだ基本構想が上がっていない段階で、我々どんなものが出てくるのかなと確認しないまま早目に予算化して次へ進んでしまうということで、ちょっと急ぎ過ぎなのかなという懸念が1つ。

それから、ここで使われる加速型の地方創生の補助金でございますが、これが近々回答があるという説明もございました。それに、あときょうの過疎債対応のこの自立促進計画、この中にも交流施設整備ということで過疎債への対応できるような対応をとっている、これは何が何でも建物は建てたいのだなと、何かしら建てたいのだなという強い意思は感じますが、改めて町長の頭の中にあるこの建物に対する件について、どういった施設なのかというのを含めてお聞きいたします。

それからもう一つ、宮城大学は過去にこういった町行政に対する基本設計、基本計画等の実績はどのようなことがあるのか、お尋ねいたします。

それから、インバウンド関連で外国人向けマニュアル、対応接待マニュアルというのをつくるとのことですが、英語、中国語、韓国語の3カ国語、これ大体何部ぐらいを作成予定しているのか。

それと、インバウンドそのものを概略を説明していただきたいと。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、湯野上地域の基本計画の策定でございますが、一般質問であったとおり基本構想、それから基本計画、それから基本設計、実施設計になっていくわけですが、この順序のとおり今回は26年度の先行型で基本構想が3月中にできます。それに伴いまして、今度は基本計画をつくる予定になっております。その予算が今回計上されました。また、基本設計の策定については、宮城大学という総務課長の説明はございましたけれども、これはあくまでも金額を固めるための宮城大学の資料というか、ものを

いただいた金額になって、これを決定したということではないと思います。こういうことで説明を訂正させていただきます。

それから、私のこの前も一般質問あったのですけれども、施設等の構想でございます。それは、策定の趣旨はやはり湯野上地域の拠点づくりがまず策定の趣旨であります。その中身で構想については、やっぱり湯野上バイパスの開通が10年から15年の間になってくるであろうという想定をして、やはりその対策をしなくてはならないというのを背景でございます。それから、東武特急の運行などが29年に入ってきますので、そのためにもやはり湯野上の活性化につなげていきたいと。それから、湯野上温泉の次の時代のステップのやはり構想にして、そして基本計画をやっていききたいということでございます。

基本理念につきましては、一般質問でも答弁しましたけれども、やっぱり温泉地域の豊富な湯量を活用した魅力ある温泉街の形成に向けた取り組みをしたいというのが基本理念でございます、それに地方創生の加速型をつけさせていただきたいということで、今国に申請しているところでございます。また、湯野上地域の予定の周辺にはいろいろな特色がございまして、つり橋があったり、中山風穴があったり、それから温泉神社、元露天風呂などがある。鉄道も走っていますし、そういう施設等を活用していただけるような基本構想で、そして基本計画をつくっていききたいということで考えております。

それから、実施設計につきましては過疎進行計画、過疎債の関係もございまして、そういう多目的施設等を考えている。それは、あくまでも一般質問でもございましたけれども、郷土食を食べていただくとか、それから行事等の活用の広場をつくるとか、そうした活用の施設を考えている。いろいろな構想もこれから地域の人たちと煮詰めあって基本計画をつくっていくと、構想から今度基本計画ということになってこようかと思えます。一応周辺の周遊コース計画だとか、それから景観のコンセプトなんかもそういうことで懐かしさを演出するような感じのものにしていきたいと、傾斜地の利用もしなくてはならないだろうというようなことで基本計画に入っていきたいというのが私の考えでございます。

それから、インバウンドの関係でございますが、これは……では、まず産業課長から答弁させます。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） まず、マニュアル何カ国語の部分で、何冊だというふうなお話ですけれども、議案書については110ページの外国対応マニュアル作成委託料のことだろうというふうに認識しておりますが、これにつきましては大体2,000部ほどを計画しております。これは、パンフレットとして外国人の方にお渡しできる冊数が2,000部、さらにはこちら側、受け入れ側としまして外国人になかなか対応できない部分を日本語あるいは他言語で書いた地元の方が外国人の方とお話し、通話できるような形のを約500部今のところ予定しているところでございます。なお、インバウンドにつきましては概略ということですが、端的に申しますと外国人のお客様を迎え入れる体制づくりというふうなことで考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 町長の構想というのは何となくというか、お話ししていただきましてありがとうございます。

ただ、手続上というとおかしいのですが、順番どおりにはやっていますが、我々町民に基本の部分ができたよというのが示されないまま、次のステップに計画に行ってしまうという部分は流れとしては残念な流れだなということでもあります。今後やはり住民の意見を聞くのはもとより、やはり一応町民も行政の中の一員でございますので、住民優先というのでも確かにその場所につくるので住民の意見というのは大事でしょうが、利用者としての町民の利用という部分も少なからずあると思いますので、そういった面でやはり広く意見を聞く場というののもあってもよかったのかなと。確かにいろんな会議の中で広く意見はとられていたというののもわかりますが、やはりそういった順序立てていいますが、終わらないうちに次のステップに行ってしまったという感はどうしてもあるなと思いますので、今後こういった大規模プロジェクトの場合はやはり手順を踏むのもそうですが、一つ一つ区切りをつけて次のステップに行くべきではないのかと思います。

インバウンド関係なのですけれども、パンフレットわかりました。インバウンド、主に観光庁のほうで進めているのは外国人客を旅行会社を通してですか、外国人客を日本に入れようという形でインバウンドという名前で使っていますが、本来であれば受け入れる側、下郷町がどういった町なのかというのを外国人にわかりやすいようにホームページなり観光案内なりにまずそういった体制をつくっておくというのが一番大事なわけです。外国人は、観光業者から情報は得られますが、インターネット等を使って、では下郷町はどんなところかと、会津はどんなところかと必ず調べます。旅行業者の話だけではなくて裏づけをとるために。そうした場合、下郷町のホームページなり観光のホームページなりに外国語の表記がないというのはやはりとても日本に来る外国人にとって、下郷町に来る外国人にとって情報の不足というのがどうしてもあるのかなという感じがします。今後インバウンドで旅行業者にアピールするのもいいですが、下郷町の受け入れ態勢として今回はパンフレットもつくるということですが、同時にホームページ等で外国語表記の下郷の紹介したものをひとつ考えていただきたいということなので、こういったものを今後新年度になりましたら補正予算等でインバウンド対応のつながりでぜひやっていただきたいのですが、そういった対応をとっていただけるかどうか、お聞きいたします。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまの7番、猪股議員のご指摘、ごもっともかと思えます。

町独自ではなかなかできない部分もございますが、今回110ページの補助金のほうで、総務課長も若干ご説明申し上げましたが、負担金の中で会津スマートシティ推進協議会負担金、これが地方創生加速化というような部分で、先ほど2市5町村というふうなお話がありましたけれども、ここの協議会加盟します会津の今のところ7市町村でございますけれども、将来的にはもう少し増やして、あるいはそういうふうなことで全会津的に

対外国人インバウンドのことですので、そういった部分で協力しましょうというふうな中で、猪股議員のお考えにある外国人向け表記の案内とか、あるいは観光情報の提供と、そういう部分を広域的に28年度やる予定になってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

○7番（猪股謙喜君） はい。

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

町長。

○町長（星學君） 7番議員の基本構想の件につきましては、3月14日に完成品が納入される運びになっていきますので、大変一般質問の中でもおくれたことについておわびしましたけれども、納品されましたら議員の皆さんに配付予定をしておりますので、ご了解いただきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算

日程第37 議案第37号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第38 議案第38号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第39 議案第39号 平成28年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第40 議案第40号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第41 議案第41号 平成28年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

日程第42 議案第42号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算

○議長(佐藤一美君) この際、日程第36、議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算の件から日程第42、議案第42号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算までの7件を一括議題といたします。

以上7件につきましては、3月7日の本会議においてそれぞれ各常任委員会に付託され、その審査結果が委員会報告書として提出されております。委員会条例第2条に定める建制順序により委員長より報告を求めます。

議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算及び議案第42号 平成28年度下郷町宅地

分譲事業特別会計予算の2件については、総務文教常任委員長佐藤勤君より、議案第37号平成28年度下郷町国民健康保険特別会計予算から議案第41号平成28年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの5件については、産業厚生常任委員長佐藤盛雄君より順次報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤勤君。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） 総務文教常任委員会の委員長の佐藤勤でございます。皆さんのお手元に配付してあります委員会審査報告書に基づきましてご報告を申し上げます。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第73条の規定により下記のとおり報告いたします。

記といたしまして、1、付託事件名、議案第36号平成28年度下郷町一般会計予算、議案第42号平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算。2、審査日、平成28年3月8日。3、出席委員は山田武君、星正延君、星政征君、佐藤一美君、そして私、佐藤勤であります。4、欠席委員は佐藤孔一君でありました。5、説明のための出席者名は記載のとおりであります。6、経過並びに審査の結果、原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤一美君） 次に、産業厚生常任委員長、佐藤盛雄君。

○産業厚生常任委員長（佐藤盛雄君） 産業厚生常任委員会委員長の佐藤盛雄でございます。

皆様のお手元に配付してあります委員会審査報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第73条の規定により下記のとおり報告いたします。

記といたしまして、1、付託事件名、議案第37号平成28年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第38号平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号平成28年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第40号平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第41号平成28年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算。2、審査日、平成28年3月9日。3、出席委員は星輝夫君、室井亜男君、星嘉明君、猪股謙喜君、小玉智和君、そして私、佐藤盛雄であります。4、欠席委員はありませんでした。5、説明のための出席者名は総務課長、五十嵐正俊君以下記載のとおりであります。6、経過並びに審査の結果、原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤一美君） ただいま各常任委員長から報告がありましたが、これから各常任委員長の報告に対し質疑を行います。これから質疑を行います、ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成28年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 平成28年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 平成28年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 平成28年度下郷町簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 平成28年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 平成28年度下郷町宅地分譲事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第43 議員提出議案第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について

○議長（佐藤一美君） 日程第43、議員提出議案第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第44 議員提出議案第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第44、議員提出議案第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第45 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

○議長(佐藤一美君) 次に、日程第45、議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長(佐藤一美君) 以上で上程されました議案は全部終了しました。

お諮りします。皆さんのお手元に追加議案が配付されております。去る2月29日開催した議会運営委員会におきまして議案審議終了後、直ちに日程に追加し、議題とする旨の話し合いがなされておりますので、議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、町長提案理由の説明の件、議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件、議案第44号 教育委員会委員の任命についての件を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長(佐藤一美君) これから追加日程第1、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) ただいまは本定例会に提案いたしました全議案につきまして議員各位のご理解とご協力を賜り、原案のとおり決定いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

皆様には、大変お疲れのところ時間をいただき、申しわけございませんが、追加してご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

議案第43号につきましては、固定資産評価審査委員の選任であります。選任につき同意をお願いしたい委員は、下郷町大字湯野上字寄上乙1359番地7、廣瀬正治氏でありま

す。

廣瀬氏につきましては、平成19年4月1日から固定資産評価委員をお願い申し上げ、現在3期目をお務めいただいております。誠実で、信望も厚く、委員としての職責も堅実に全うされている方であります。この3月31日をもって任期満了となりますことから、再度委員としてお願い申し上げたく、議会の同意をお願いするものです。

次に、議案第44号 教育委員会委員の任命についてでございますが、このたび教育委員をお願いしてございました玉川邦夫氏が諸般の事情により教育委員を辞する旨の願いが平成28年1月21日に提出され、同日人事教育委員会においてこれが同意され、任命権者である私もこの日辞職同意をいたしました。このため、教育委員1名が空席となりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員を任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

後任の教育委員として任命したくご提案申し上げます方は、下郷町大字中妻字観音前84番地、佐藤正文氏であります。

佐藤氏は、昭和51年城西歯科大学を卒業され、昭和58年4月医療法人正生会佐藤医院の理事長に就任され、平成7年4月からは町国民健康保険運営協議会委員に就任され、現在に至っています。また、平成13年4月からは町小中学校PTA連絡協議会会長として5年間歴任され、積極的に学校教育、家庭教育の振興に情熱をささげられた方です。本町のさらなる教育行政進展のため、ご尽力を賜りますには経験、識見、人柄ともにふさわしい方であると思料されます。何とぞよろしく願いいたします。

以上、2件の議案についてご提案申し上げますので、議会の皆様のご同意を切にお願いするものであります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

追加日程第2 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（佐藤一美君） 追加日程第2、議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） これ何人いて、あと誰になっているのだっけ、これ。ちょっと忘れ

てしまったから教えてください。

それと、固定資産委員会って年に何回ぐらいやっているのかな、これ。

それ2つだけ教えてください。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、現在委員長が廣瀬正治さん、委員として五十嵐正雄さん、委員として星能哲さんの3名がございます。

委員会につきましては、固定資産の評価額に対する納税者からの不服不満があった場合、その審査を決定するために地方税法に基づき設立されたものでございますので、年1回固定資産の評価額が出た時点で開催されております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第44号 教育委員会委員の任命について

○議長（佐藤一美君） 追加日程第3、議案第44号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略す

ることに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと私1つだけ心配しているのは、佐藤正文さんが歯医者やっ
ていまして、そうした場合に教育委員になった場合に、各学校というか、小学校とか中
学校の歯科医師になっていると思うのです。こういうふうなものは差し支えないのかど
うか、この1点だけひとつお伺いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） ただいま8番議員のご質問でございましたが、各学校の歯科医師
をなさっていらっしゃる、それで何か問題がないかどうかという質問だったと思いま
す。先ほど町長の提案理由にもありましたように、識見を有して、PTA活動や教育活
動に熱心に取り組んでこられた方で、幅広い教育委員会での意見を集めるために多様な
人材がいたほうがよろしいというような要項もございます。その点では非常に適任者で
あると私のほうでは思っております。各学校の歯科医師をされておるといようなこと
も含めて適任であるのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

（「了解」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。
したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第44号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成28年第1回下郷町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。（午後

3時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月10日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員